

不登校児童生徒への支援に関する中間報告〈案〉
～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない支援の推進～

第1章	はじめに～本協力者会議の基本姿勢～	1
1	<u>本協力者会議の審議経過と報告のねらい</u>	1
2	<u>「平成15年報告」から現在までの不登校施策の変遷</u>	1
3	<u>不登校の定義及び認識</u>	2
第2章	不登校の現状	3
1	<u>不登校の現状と分析</u>	3
	(1) 不登校児童生徒数の推移等	3
	(2) 不登校となったきっかけ	4
	(3) 不登校児童生徒への指導の結果、効果があった取組	4
	(4) 進路の状況等	4
2	<u>不登校の要因・背景の多様化・複雑化</u>	5
	(1) 不登校の背景と社会的な傾向	5
	(2) 不登校との関連で新たに指摘されている課題	6
	(3) 不登校の要因・背景の特定と対応策	6
3	<u>不登校の実態把握の在り方</u>	7
	(1) 不登校の適切な実態把握の必要性	7
	(2) 効果的な支援策の検討に当たって	7
第3章	不登校に対する基本的な考え方	7
1	<u>将来の社会的自立に向けた支援の視点</u>	7
2	<u>個別の児童生徒に対する組織的・計画的支援</u>	8
3	<u>連携ネットワークによる支援</u>	8
4	<u>将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割</u>	9
5	<u>児童生徒の可能性を伸ばす学校の柔軟な対応</u>	9
6	<u>働き掛けることや関わることの重要性</u>	9
7	<u>学校内外を通じた切れ目のない支援の充実</u>	10
8	<u>保護者の役割と家庭への支援</u>	10
第4章	重点方策	11
1	<u>「児童生徒理解・教育支援シート」による困難を抱える児童生徒への支援</u>	11
2	<u>不登校児童生徒を支援するための体制整備</u>	13
3	<u>既存の学校になじめない児童生徒に対する柔軟な対応</u>	13

第5章 学校等における指導の改善（今後更に検討）	14
1 <u>不登校児童生徒の発生を防ぐ指導の改善</u>	14
(1) 魅力あるよりよい学校づくり	14
(2) きめ細かい教科指導の実施	15
(3) 学ぶ意欲を育む指導	15
(4) 学校と保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築	15
2 <u>教育上課題のある児童生徒に対する効果的な指導の在り方</u>	15
(1) 早期対応の重要性	15
(2) 教員の資質向上	15
(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力	16
(4) 学校段階間の接続の改善	16
(5) 家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働き掛け	17
(6) 児童生徒の再登校に当たっての受入れ体制	17
(7) 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の措置	17
3 <u>不登校児童生徒を支える学校・教育委員会の支援体制</u>	18
参考資料	19

不登校児童生徒への支援に関する中間報告〈案〉 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない支援の推進～

第1章 はじめに～本協力者会議の基本姿勢～

1 本協力者会議の審議経過と報告のねらい

本協力者会議は、文部科学省初等中等教育局長の諮問機関として、平成27年1月に発足し、不登校児童生徒の社会的自立を支援する観点から、①不登校児童生徒の実情の把握・分析、②学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、③学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、④その他不登校に関連する施策の現状と課題について調査研究を行う役割を与えられた。

不登校に関する調査研究については、学校不適応対策調査研究協力者会議の平成4年3月報告「登校拒否（不登校）問題について」、不登校問題に関する調査研究協力者会議の平成15年3月報告「今後の不登校への対応の在り方について」（以下「平成15年報告」という。）があるが、それぞれ、不登校に対応する上での基本的な視点や取組の充実のための提言自体は今でも変わらぬ妥当性がある。

しかしながら、不登校児童生徒が依然として高水準で推移していることから、これらの提言が関係者の間において正しく理解され実践されているか、また、時代の変化とともに、新たに付加すべき点がないかを今一度検証することが必要である。

本協力者会議は、現状と課題をできる限り実証的・客観的に検証すること、様々な立場から実践に携わっている関係者からヒアリングを行うなど幅広く意見を聴くことに特に配慮し、検討を進めてきた。また、本協力者会議の発足に先立って公表された不登校経験者に対する追跡調査の結果報告の知見を積極的に生かすなど、不登校の当事者の意識や要望等に配慮するとともに、国民の幅広い理解と協力が得られるよう、会議を公開するなど、開かれた会議運営に努めてきた。

本報告は、学校や教育関係者等における取組の充実に資するための指針となる提言を盛り込んでいる。国、各教育委員会や学校等において関係者が本報告を活用し、今後の不登校に関する取組の更なる充実を図ることを期待したい。なお、具体的な指導方法や事例紹介等については、今後、引き続き、本協力者会議で検討し、最終報告において取りまとめることとする。

2 「平成15年報告」から現在までの不登校施策の変遷

「平成15年報告」以降も、不登校に関して、様々な取組がなされてきており、その進捗状況を分析した。

「校外の施設による不登校児童生徒の出席扱い」については、平成15年度の小中学校の不登校児童生徒は126,212人、そのうち学校外で指導等を受けた児童生徒数は11,245人（不登校児童生徒数全体の8.9%）であり、そのうち指導要

録上出席扱いとされたのは3, 438人(指導等を受けた児童生徒に占める割合は30.6%)であった。平成25年度の小中学校の不登校児童生徒は119,617人、学校外で指導等を受けた児童生徒数は9,332人(不登校児童生徒数全体の7.8%)であり、そのうち指導要録上出席扱いとされたのは3,157人(指導等を受けた児童生徒に占める割合は33.8%)であった。このことから、学校外の施設を利用する割合は減少しているが、指導要録上出席扱いとされる割合は増えていると言える。また、学校内外で指導を受けた児童生徒数は、平成15年度は76,299人(不登校児童生徒数全体の60.5%)、平成25年度は95,324人(不登校児童生徒数全体の79.7%)となっており、このことから、学校内外の機関等を利用する割合が増加していることが伺える。

平成17年7月、構造改革特別区域法による特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の全国化により、特別な教育課程を編成する学校(以下「不登校特例校」という。)が指定されることとなったが、平成16年から全国化される平成17年7月までは5校、平成17年7月から平成27年8月現在までは6校の合計11校を指定されている。これらのうち、平成19年4月に指定された京都市立洛友中学校においては、不登校を克服しようとする昼間部の生徒と、義務教育未修了のまま学齢を超過してしまった夜間部の生徒の交流を図っているような好事例もある。

また、平成17年7月「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を全国化する通知により、ICT等を活用した不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについては、平成17年度は196人であったものが、平成25年度は256人となっている。

総じて、これら制度の活用状況は大きくは伸びていないことから、今後、「出席扱い」などの制度の検証を行うとともに、例えば洛友中学校などの好事例の周知や、ICT教材開発やそれらの情報配信なども含め、これら制度の活用を促進する必要がある。

(参考資料)

参考資料(7) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

参考資料(13) 「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について

参考資料(16) 学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数(教育支援センター・民間施設を抜粋)

参考資料(17) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

3 不登校の定義及び認識

文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)においては、「不登校児童生徒」を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や

経済的な理由による者を除いたものとして調査しており、本協力者会議においても同様に不登校を定義して検討を行った。

不登校については、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、教育関係者は当事者への理解を深める必要がある。また一方で、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を検討する重要性についても十分に認識する必要がある。豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付けるなど、全ての児童生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図ることは喫緊の課題であって、早急に不登校に関する具体的な対応策を講じる必要がある。

不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの変化、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化の影響力が少なからず存在している。

そのため、この課題を教育の観点のみで捉えて対応することには限界があるが、義務教育段階の児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことを考えると、不登校に向き合って懸命に努力し、成果を上げてきた関係者の実践事例等を参考に、不登校に対する取組の改善を図り、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことで、学校教育としての責務が果たされることが望まれる。

ただし、不登校は、その要因・背景が多様であり、学校のみで解決することが困難な場合が多いという課題があることから、本協力者会議においては、学校の取組の強化のみならず、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等についても検討を行う。

なお、不登校については、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と決め付けてはいけない。不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、全ての児童生徒が安心して学べる環境を実現するために、学校・家庭・社会は、不登校児童生徒に対する共感的理解と受容の姿勢を持つことが大事である。

第2章 不登校の現状と実態把握

1 不登校の現状と分析

(1) 不登校児童生徒数の推移等

「問題行動等調査」によると、我が国の小・中学校の不登校児童生徒数は平成25年度に6年振りに増加し、不登校児童生徒数が高い水準で推移するなど、憂慮すべき状況である。具体的には、国・公・私立の小・中学校で平成25年度に不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒数は、小学生は24,175人、中学生は95,442人の合計119,617人となっている。これを全体の児童生徒数との割合で

見ると、小学生は0.36%、中学生は2.69%となっており、小・中学生の合計では全児童生徒の約1.2%を占めている。

学校種 年度	小学校		中学校		計	
	不登校児童数	全体に 占める割合	不登校生徒数	全体に 占める割合	不登校 児童生徒数	全体に 占める割合
平成13年度	26,511	0.36%	112,211	2.81%	138,722	1.23%
平成25年度	24,175	0.36%	95,442	2.69%	119,617	1.17%

不登校児童生徒が在籍している小・中学校数の割合について見てみると、平成13年度は57.6%であったところ、平成25年度は58.8%となっており、不登校児童生徒の人数やその割合は減っているが、不登校児童生徒が在籍している学校数の割合は増加している。

また、学年別に見ると、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しており、特に小学校6年生から中学校2年生にかけて、大きく増加している。

(2) 不登校となったきっかけ

平成25年度「問題行動等調査」における「不登校になったきっかけと考えられる状況」について、小学校では、不安など情緒的混乱が35.3%、無気力が23.0%、親子関係をめぐる問題が19.1%となっている。また、中学校では、無気力と不安など情緒的混乱が共に26.2%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が15.2%となっている。

(3) 不登校児童生徒への指導の結果、効果があった取組

平成18年度「問題行動等調査」における「指導の結果登校するようになった児童生徒に特に効果があった取組」では、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。」が51.2%、「登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした」が49.2%、「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」が40.0%となっており、平成25年度「問題行動等調査」における「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒に特に効果があった取組」では、「登校を促すため、電話をかけたかたり迎えに行くなどした。」が48.5%、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。」が46.9%、「スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。」が40.0%となっており、これらのことから、不登校状態の改善には、家庭への働き掛けやスクールカウンセラー等の活用が有効であることが見て取れる。

(4) 進路の状況等

文部省が平成5年度不登校生徒を追跡調査した「不登校に関する実態調査」(以下「平成5年度不登校実態調査」という。)と文部科学省が平成26年7月に公表した、不登校経験者へのアンケートによる「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」(以下「平成18年度不登校実態調査」という。)を比較すれば、

高校進学率 65.3%→85.1%、

高校中退率 37.9%→14.0%

大学・短大・高専への就学率 8.5%→22.8%

専門学校・各種学校への就学率 8.0%→14.9%

など、いずれも不登校生徒の進路状況は改善しており、このことから、不登校などの課題を持った多様な生徒に対する支援が充実している高等学校等が増えてきたことが伺える。中学校段階において不登校であってもその進路選択の可能性が広がるよう、高等学校における学力保障の取組や教育相談体制の充実、更には多様な入学者選抜の実施が今後必要である。

(参考資料)

参考資料(1) 小・中学校の不登校児童生徒の状況

参考資料(3) 学年別不登校児童生徒数の推移

参考資料(4) 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移

参考資料(6) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移

参考資料(21) 平成18年度における「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

参考資料(28) 「平成18年度不登校実態調査」の進学・就学・就業状況について

2 不登校の要因・背景の多様化・複雑化

(1) 不登校の背景と社会的な傾向

不登校の実態について考える際の背景として、近年の児童生徒の社会性等をめぐる課題、例えば、自尊感情に乏しい、人生目標や将来の職業の対する夢や希望等を持たず、無気力な者が増えている、耐性がなく、コミュニケーション能力が低いなどといった傾向が指摘されている。

保護者の側については、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化などにより家庭が孤立し、そのような家庭においては、過保護・過干渉、育児への不安、しつけへの自信喪失などの課題を抱え込みがちとなることが指摘されている。また、金融危機などの経済停滞により、生活の余裕がなくなり、保護者自身にゆとりがないなどの傾向から、虐待や無責任な放任に至るケースが生じることも指摘されている。加えて、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化等についても指摘されている。

「平成18年度不登校実態調査」では、「不登校のきっかけ」として、「友人との関係」が53.7%、「生活リズムの乱れ」が34.7%、「勉強が分からない」が31.6%となっている。

特に、「平成5年度不登校実態調査」と比較して大幅に変動している選択肢「友人との関係」は44.5%→52.9%、「家族の生活環境の急激な変化」4.3%→9.7%について留意する必要がある。また、「平成5年度不登校実態調査」にはない選択肢「生活リズムの乱れ」が今回の調査では2番目に多く選択されている点にも留意する必要がある。

「平成18年度不登校実態調査」では、「不登校の継続理由」から傾向分析し、「無

気力型」(40.8%)「遊び・非行型」(18.2%)「人間関係型」(17.7%)「複合型」(12.8%)「その他型」(8.7%)の5つに類型化した。

また「不登校の継続理由」との関連が高い「不登校のきっかけ」としては、「無気力でなんとなく学校へ行かなかったため」には、

「勉強が分からない」、

「生活のリズムの乱れ」、

「インターネットやメール、ゲームの影響」

「遊ぶためや非行グループにはいていたため」には、

「学校のきまりなどの問題」

「生活リズムの乱れ」

「いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため」には、

「友人との関係」、

「クラブや部活動の友人・先輩との関係」

となっており、今後、これらを分析することで、傾向別の効果的な支援方策について検討する必要がある。

(2) 不登校との関連で新たに指摘されている課題

児童生徒をめぐる課題の中には、自閉症、学習障害、注意欠陥／多動性障害等の発達障害のある児童生徒について、周囲との人間関係がうまく構築できない、学習のつまづきが克服できない、といった状況が進み、不登校に至る事例が少なくないとの指摘もある。

また、児童相談所における虐待の相談対応件数は、平成13年度は23,274件であったが、平成25年度は73,802件と増加している。虐待の内容は、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、心理的虐待と様々であり、そのうち、ネグレクトには保護者が学校に行かせないなど、児童生徒の登校を困難にする事例も含まれている。また、いずれの内容の虐待も、児童生徒の心身の成長に重大な影響を及ぼすものであり、人間関係を構築できない、学校における問題行動を助長するなどの要因になることが懸念される。

発達障害のある児童生徒や保護者による虐待を受けた児童生徒が直ちに不登校になるわけではないが、これらの児童生徒の学習や生活上の課題について、実態を把握し適切な対応をとることは、不登校対策はもとより、いじめや暴力行為などの問題行動に対する今日の生徒指導の重要な課題と考える。

(3) 不登校の要因・背景の特定と対応策

児童生徒が不登校となる要因や直接的なきっかけは様々であり、また、不登校状態が継続すれば、学習の遅れや生活リズムの乱れなどの要因により、ますます学校に復帰しづらくなる。また、不登校状態が長引くほど、時間の経過とともに不登校要因は変化し、解決の困難度を増していく。そのため、これら「不登校のきっかけ」や「不登校の継続理由」などの不登校となる要因を的確に把握し、早期に、丁寧に、その要因を解消することが不登校を解消する上で必要不可欠である。例えば、不登校は「学校に行きたいけれども行けない」等の心の問題として捉えられることが多いが、不登

校として捉えられている中には、あそび・非行による怠学、発達障害をきっかけとする学校生活への不適応、人間関係のこじれ、無気力、病気、虐待等を要因としたものも含まれる。実際に不登校児童生徒への支援を行うに当たっては、不登校児童生徒やその保護者等とよく話し合うことで支援のニーズを把握し、個々の児童生徒の要因に応じた効果的な支援策を講じることが求められる。

(参考資料)

参考資料 (26) 「平成18年度不登校実態調査」の「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関

参考資料 (27) 「平成18年度不登校実態調査」の不登校の類型化について

参考資料 (28) 児童相談所での児童虐待相談対応件数

3 不登校の実態把握の在り方

(1) 不登校の適切な実態把握の必要性

不登校児童生徒への効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由について適切な実態把握が必要である。不登校の実態把握の観点としては、心因性の病気、発達障害をきっかけとする学校生活への不適応の問題、虐待等の家庭の問題、保護者の考え方や事情による意図的な長期欠席等などが考えられ、また、継続理由にも、学習の遅れや生活リズムの乱れなどが考えられる。これらの実態把握が適切になされなければ、そこから導き出される支援策も適切ではなく、結果として、不登校がなかなか解消されない可能性もあり、その点に特に留意しなければならない。

不登校経験者からのアンケートによる「平成18年度不登校実態調査」における「不登校のきっかけ」(複数回答可)では、友人との関係が52.9%、生活リズムの乱れが34.2%、勉強が分からないが31.2%の順で高い割合を占めていた。一方、学校から提出された平成18年度「問題行動等調査」における「不登校となった直接のきっかけ」(中学校)について、「本人に関わる問題」は28.4%、「友人関係の問題」は22.1%、「学業の不振」は8.5%、「親子関係の問題」は8.2%となっている。調査対象・選択肢・回答者等の調査方法が異なるため単純な比較はできないが、正確に不登校の要因を把握するためには、本人へのカウンセリング等を行うことが重要である。

(2) 効果的な支援策の検討に当たって

不登校の継続理由やその態様は、時期によって変わることもあり、その対応も児童生徒個々によって異なることから、不登校のきっかけや継続理由を適切に把握し、その要因を解消するための支援策を講じる必要がある。その際、固定観念に基づく対応やタイプ別による硬直的な対応策などを極力排するとともに、対応策を決定する前には、当該児童生徒やその保護者等とよく話し合う必要がある。

第3章 不登校に対する基本的な考え方

1 将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校の解決の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。その意味において、不登校対策は、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要である。

児童生徒によっては、不登校の時期が、いじめによるストレスから回復するための休養時間としての意味や、進路選択を考える上で自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともある。しかし、同時に、現実の問題として、不登校による進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。

「平成18年度不登校実態調査」では、不登校経験者にインタビュー調査を実施しているが、行かないことも意味があったという不登校に対する肯定的な意見が回答者の32.6%、行けば良かったと後悔しているという否定的な意見が回答者の39.4%、仕方がない又は考えないようにしている等の中立的な意見が28.1%を占めている。不登校であったことに対する肯定的な意見では、「不登校を経験したおかげで今の自分がある」や、「不登校を経験したことで出会う友人の大切さを知った」というものがあつた。不登校であったことについて否定的な意見では、「当時は授業が嫌いで遊ぶのが好きというだけだった」、「一般知識や対人関係の経験に乏しい点が悔やまれる」や、「不登校となったことで友人関係もなくなってしまった」というものがあつた。中立的な意見は、「当時は不登校をするしかなかったから仕方がなかった」、「過去のこととは考えても仕方がない」などであつた。このようなことから、現在は行っておけば良かったと考えている割合が多いという結果となつた。

このような調査結果を踏まえ、不登校児童生徒に対して、不登校の要因を解消し、学校復帰を促すとともに、場合によっては学校復帰以外の選択肢を提示することが、児童生徒の社会的自立に向けた支援となることを改めて認識する必要がある。

2 個別の児童生徒に対する組織的・計画的支援

不登校児童生徒への支援については、個々の児童生徒ごとに不登校となつたきっかけや不登校の継続理由が異なることから、それらの要因を適切に把握し、個々の児童生徒に合った支援策を策定し、その支援策を学校や家庭、必要に応じた関係機関が情報を共有して、組織的・計画的に実施していくことが必要である。

3 連携ネットワークによる支援

不登校への対応に当たっては、多様な問題を抱えた児童生徒に、傾向に応じてきめ細かく適切な支援を行うこと及び社会的自立へ向けて、進路の選択肢を広げる支援をすることが大切である。そのためには、学校、家庭、社会が連携協力し、不登校児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め（アセスメントを行い）、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要である。

連携ネットワークによる支援に関しては、不登校の解決を中心的な課題とする新た

なネットワークを組織することも一つの手段であるが、不登校児童生徒を積極的に受け入れる学校や関係機関等からなる既存の生徒指導・健全育成等の会議等の組織を生かすなどして、効果的かつ効率的に連携が図られるよう配慮することが重要である。

その際、学校や教育行政機関が、多様な学習の機会や体験の場を提供するフリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、例えば、学校の教員等が民間施設と連絡を取り合い、互いに訪問する等の具体的行動をとるなど、相互に協力・補完し合うことの意義は大きい。

また、連携ネットワークにおいては、不登校児童生徒への事後的な対応のみならず、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等のそれぞれの間の連携を重視して、個々の児童生徒が抱える課題に関して、情報交換し、必要に応じて対策を協議するなどして、一人一人の児童生徒が自己の存在感や自己実現の喜びを実感できる学校教育の実現に向けて、日頃から連携を図ることが望まれる。

4 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

不登校対応の最終的な目標である児童生徒の将来の社会的自立を目指す上で、対人関係に係る能力や集団における社会性の育成などの「社会への橋渡し」とともに、学びへの意欲や学ぶ習慣を含む生涯を通じた学びの基礎となる学力を育てることを意図する「学習支援」の視点が重要である。そのような「社会への橋渡し」や「学習支援」の視点から、特に義務教育段階の学校は、基礎学力や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、その役割は大きい。

したがって、学校・教育関係者は、全ての児童生徒が学校に自己を発揮できる場があると感じ、自分と異なる多様な特性を受容し合えるような集団づくりを通して、楽しく、安心して通うことができるよう、一層の学校教育の充実のための取組を展開していくことが重要である。同時に、児童生徒の不登校のきっかけとなった問題には学校に起因するものも多くあることを深刻に受け止め、その解消に向けて最大限の努力をすることが必要である。

5 児童生徒の可能性を伸ばす学校の柔軟な対応

既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因を解消するとともに、場合によっては、社会的自立を促す観点から、教育支援センター、不登校特例校や本人の希望を尊重した上での夜間中学校での受入れ、ICTを使った学習支援やフリースクールなど、様々なツールを活用した社会的自立への支援も検討する必要がある。

6 働き掛けることや関わることの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、周囲の者は、その環境づくりを支援するなどの働き掛けを行うことが必要である。「平成18年度不登

校実態調査」においても、「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」の関連や「不登校だった当時にほしかった支援」と「現在必要としている支援」の関連は強い相関があったところであり、児童生徒自身の力で立ち直るのを信じることも大切だが、その環境づくりのためにも、適切な支援が必要である。

不登校のきっかけや継続理由は様々であり、その支援も個々の児童生徒によって異なる。例えば、「無気力型」には、達成感や充実感を繰り返し味わうことで自己有用感・自己肯定感を上昇させることが登校につながる。また、「遊び・非行型」には、まずは決まり事を守らせるき然とした教育的な指導を行うことや、規則的な生活リズムを身につけさせること、学ぶことに興味を持たせることが登校につながる。「人間関係型」には、まずきっかけとなった人間関係のトラブルを解消することが登校につながる。なお、いずれの場合も、不登校期間における学習の遅れは同時に解消しなければならない。ただし、類型は一つの視点であり、関わることで状態が変化していくことに留意する必要がある。今後、類型別の効果的な対応の在り方についても検討していくこととする。

7 学校内外を通じた切れ目のない支援の充実

学校になじめない児童生徒の社会的自立を支援する観点から、学校内外を通じた支援を充実することが必要である。

学校における支援としては、学校と関係機関が連携し、不登校児童生徒の実態に応じた支援策を策定し、それを組織的・計画的に実施していくことが重要である。また、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、学校以外の場を活用した柔軟な対応も検討する必要がある。

また、学校以外の学習機会（教育支援センター、フリースクールや家庭など）を通じた支援としては、個別支援の重要性に鑑み、その支援の在り方を含め、学びの支援体制を構築することが必要である。例えば、不登校などの中学生等を対象とした地域人材による学習支援（地域未来塾）を活用することも考えられる。

学校内外全体として教育環境を整え、個々の児童生徒の状況に応じた支援を一層推進する必要がある。

8 保護者の役割と家庭への支援

家庭は全ての教育の出発点であり、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、家庭の教育力の向上を目指して様々な施策の推進を図ることは極めて重要である。しかし、不登校の解決を目指す上では、不登校の原因を特定の保護者の特有の問題のみに見いだそうとするのではなく、子育てを支える環境が崩れている社会全体の状況にも目を向けつつ、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けをしていくことが大切である。

第2章1（3）に記載したとおり、家庭への直接的な働き掛けが不登校改善において最も効果がある。

ただし、不登校の要因・背景は多様化しており、虐待等の深刻な家庭の問題などに

より、福祉や医療行政等と連携した保護者への支援が必要な場合もあれば、児童生徒の非行への対応、生活習慣や教育環境の改善のための支援を必要としている場合や、保護者自身が子育てに対する自信を有しておらず支援を必要としている場合等もある。また、不登校となった児童生徒への対応に関する十分な情報を保護者が持たず悩んでいる場合もある。

このような場合には、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等の福祉機関と連携して家庭の状況を正確に把握する必要がある。その上で、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働き掛けや支援を行う観点から、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠である。その際、保護者への働き掛けが保護者の焦りや保護者自身を追い詰めることにつながり、かえって事態を深刻化させる場合もあることから、保護者に対しては、児童生徒への支援等に関して、課題意識を共有して一緒に取り組むという基本的な関係をつくることが重要である。その意味から、不登校に関する相談窓口の情報提供、不登校児童生徒への訪問時における保護者への助言、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等、不登校児童生徒の保護者が気軽に相談できる体制を整えることが求められる。また、その際、「親の会」等の既存の保護者同士のネットワークとの連携協力を図ることや、そのようなネットワークづくりへの支援を通じて、保護者の支援をすることも考えられる。なお、「親の会」には学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが積極的に参加し、意見交換をするという姿勢も大切である。

さらに、不登校となった児童生徒の保護者のみならず、保護者全般に対して不登校への理解を深めるセミナー等の実施、就学時健診や乳幼児検診等の保護者が集まる機会を活用した家庭教育学級・子育て講座の実施、思春期の子供を持つ保護者向けに作成された資料等の活用など、子育てについての悩みや不安を持つ保護者に対する支援の充実を図ることが重要である。

第4章 重点方策

第3章の不登校に対する基本的な考え方に基づき、今後不登校施策の中で重点的に取り組むべき方策として、次のことが必要であると考えられる。

- ・困難を抱える児童生徒には、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成するなど、個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、その児童生徒を支援する関係者により、組織的・計画的な支援を実施すること。
- ・市区町村教育委員会における教育支援センターの整備を含めて、不登校児童生徒個々に応じた支援や学習機会を確保する体制を整備すること。
- ・学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、例外的に、児童生徒の特性に合った一人一人の学びを認め、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障すること。

1 「児童生徒理解・教育支援シート」による困難を抱える児童生徒への支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、個々の児童生徒ごとに不登校となっ

たきっかけや不登校の継続理由を適切に把握し、その児童生徒に合った支援策について担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、必要に応じて関係機関によるアセスメントを行い、その計画を当該児童生徒や保護者等と話し合いの上で決定することが必要である。また、その計画の実施に当たっては、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施していくとともに、その進捗状況に応じて、定期的に「児童生徒理解・教育支援シート」を見直すことも必要である。

「児童生徒理解・教育支援シート」の作成については、不登校の定義である年度間で30日以上欠席をもって作成するという考えもあるが、その段階では、不登校のきっかけの把握やその解決が困難であり、それに加えて、学習の遅れなどにより、学校復帰が困難であることから作成時期としては遅きに失すると考える。一方、学校教育法施行令第20条にある「休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を市町村の教育委員会に通知しなければならない」を参考として、7日以上欠席をもって作成するという考えもある。さらに、欠席日数のみに捕らわれず、遅刻や早退などにも着目する必要もあることから、例えば、初期段階では、欠席が目立つ児童生徒の記録として記載できる範囲で事実関係を記載し、その児童生徒の状態に合わせて段階的に作成・活用していくことも予防的な視点から有効と考えられる。

なお、「児童生徒理解・教育支援シート」の作成について、全国的な実施を促す観点からモデル的なフォーマットとして「児童生徒理解・教育支援シート」(試案)を掲げた。この(試案)は共有すべき必要最低限の情報を盛り込んでいるが、今後、各学校現場において記載項目をその実態に応じてカスタマイズして実践的に使用されることが望まれる。また、障害がある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」や外国人児童生徒に対する指導計画等、児童生徒の状況によって様々な支援計画を作成している。それらの支援計画の基本的情報は共通した内容もあることから、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成する際には、既存の支援計画を「児童生徒理解・教育支援シート」に添付し参照できるようにした上で、共通する内容の記述を省略するなど、作成に係る業務を合理化することは可能である。

また、これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、子供を支援するネットワークとして、横軸は学校、保護者を始め、教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察などの関係機関、縦軸は小学校、中学校、高等学校、高等専修学校などにおいて情報を共有し、広く組織的・計画的な支援ができるようにすることが必要である。

なお、個人情報保護条例などで一般的には非開示となっている個人情報のみを記載した純然たる内部用文書についても、任意の様式により、必要に応じて作成し、共有することも考えられる。

このような取組を推進するため、「平成15年報告」においても提言されている学校において不登校対策について中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることも必要である。

具体的には、不登校の未然防止等の学校内における計画策定や不登校児童生徒の学

級担任、養護教諭や生徒指導主事、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連絡調整、「児童生徒理解・教育支援シート」の取りまとめ等の役割が期待され、そのためには、生徒指導加配などを含め人的措置の充実が必要である。

2 不登校児童生徒を支援するための体制整備

教育支援センターについては、「平成15年報告」において「適応指導教室整備指針（試案）」を作成し、不登校児童生徒の学校復帰を支援する機関として整備してきたところ、平成5年度の設置数372箇所に対して、平成18年度は1,164箇所、平成25年度は1,286箇所と着実に整備が進んでいる。また、教育支援センターの利用状況は、平成5年度は8.0%であり、平成18年度は13.0%、平成25年度は12.0%となっている。

これまでの教育支援センターは不登校児童生徒のうち、通所希望者への支援が中心であったところ、今後は、通所を希望しない児童生徒も含めた全ての不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援の実施や「児童生徒理解・教育支援シート」のコンサルテーションを担当するなど、不登校児童生徒の支援の中核となることが期待される。

一方、全国における現在の設置状況は、全ての自治体のうち、設置していない自治体が730自治体（全体の約40%）に上った。不登校は特定の児童生徒に起こるものでなく、どの児童生徒にも起こり得るものである。不登校児童生徒への学習支援など無償の学習機会を確保するため、また、これから期待される不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくためにも、まだ教育支援センターが設置されていない地域には、教育支援センターの設置、若しくは、不登校児童生徒を支援する体制整備を促進することが望まれる。また、既に教育支援センターが設置されている地域においても、アウトリーチ型支援など、不登校児童生徒をより一層支援する体制を整備する必要がある。そのためにも、人的措置の充実や不登校児童生徒への指導に関して一定の成果を果たしているスクールカウンセラーの配置等が望まれる。

なお、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力のもとに運営する公民協営型の設置等も奨励することも考えられる。

そのため、国においては、教育支援センターが設置されていない地域への設置促進やアウトリーチ型支援などの教育支援センターの機能強化に関する調査研究の実施や、入所している児童生徒へのカウンセリングなどを充実させるため、教育支援センターへのスクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援が望まれる。

(参考資料)

参考資料(15) 教育支援センター設置数及び利用状況

3 既存の学校になじめない児童生徒に対する柔軟な対応

児童生徒の不登校となったきっかけや不登校の継続理由などを把握し、その児童生徒に合った「児童生徒理解・教育支援シート」を実施しつつ、学校での教育が受けられるよう最大限の努力をすることが重要である。一方、特別な事情がある児童生徒の場合には、例外的に一人一人の学びが認められるよう、教育支援センターや不登校特

例校、ICTを使った学習支援など、多様な教育機会の支援も検討する必要がある。また、多様な学習機会の確保の観点から、例えば、夜間中学校において本人の希望を尊重した上での受入れを検討することも考えられる。

不登校特例校は、文部科学大臣が認定すれば、特別の教育課程による義務教育等を実施できる仕組みである。現在認定されている中学校の教育課程は年間の授業時数700単位時間程度で実施されており、必ずしも学校単位だけでなく、分校や分教室のかたちで認定を受けることも可能である。

市町村立学校であれば、標準的な職員は国庫負担の対象となり、また、不登校特例校は学校教育法上の学校であるため、不登校特例校である中学校を卒業した者は高等学校入学資格も有することになる。

不登校児童生徒が多数に及ぶ現状を踏まえれば、多様な教育機会を確保する観点から、都道府県と市町村がよく連携し、このような不登校特例校の制度を活用した学校や分校、分教室の設置を検討していくことも重要なことである。

ICTを活用した学習支援としては、不登校児童生徒が、家庭等でICTを活用した学習を行う際、それを学校における出席扱いとすることが認められている。一方で、その制度の活用は十分進んでいるとは言えず、その原因は、学校の教員が十分関われない家庭の学習を学校として出席扱いすること等に困難があること等が考えられる。この観点からは、例えば、いわゆるMOOCのような仕組みを活用して、学校関係者等が不登校児童生徒の学習支援につながる内容を発信することが考えられる。

また、義務教育段階であっても、不登校児童生徒について、学校と家庭や教育支援センターとの間をICTの活用により同時に結び、家庭や教育支援センターで学ぶ児童生徒に対する授業を行うことは、現行制度の下でも認められると考えられる。

このような現行制度内で行うことができるICTを活用した取組については、国の通知の発出等によりそれを明確化することが考えられるほか、現場のニーズを施策に的確に生かしていくための調査研究等を行っていくことが考えられる。

第5章 学校等における指導の改善（今後更に検討）

未然防止や早期発見・早期対応、不登校期間中の支援などの学校等における指導の改善について「平成15年報告」等において既に報告されているところであるが、時代の変化とともに新たに付加すべき点がないか、以下の内容について、今後、本協力者会議において検討し、最終報告において取りまとめることとする。

1 不登校児童生徒の発生を防ぐ指導の改善

(1) 魅力あるよりよい学校づくり

学校における不登校への取組については、ややもすると児童生徒が不登校になってからの事後的な対応に偏っているのではないかという指摘もある。そこで、学校は、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すという未然防止が重要である。具体的には児童生徒にとって、自己が大事にされているか、認められる等の存在を認識されていると感じることができるか、かつ精神的な充実感を得られる「心の

居場所」となっているか、さらに、教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で共同の活動を通して社会性を身につける「きずなづくりの場」となっているか等について見直すなど、魅力ある学校づくりを目指すことが求められている。

(2) きめ細かい教科指導の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛となる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなるケースが多いということを確認する必要がある。

さらに、例えば、字が書けない児童生徒への指導としてパソコンの利用を認めるなど、児童生徒一人一人のニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う必要がある。

(3) 学ぶ意欲を育む指導

児童生徒が発達段階に応じて自らの生き方や将来への夢や目的意識を考える、そのような指導を行うことは、児童生徒が学ぶ意欲を持って主体的に学校に通う上で重要である。このような観点から、学校においては体験活動など、あらゆる機会を捉えて、学習内容が社会との接点や関わりを持っていることについて児童生徒が実感できる取組が必要である。

学校生活に起因する不登校の背景には、いじめ、暴力行為、体罰など、児童生徒間や教員との人間関係によるものもある。学校を児童生徒が楽しく、安心して通うことのできる居場所とするためには、いじめや暴力行為を許さない学校づくりや、必要に応じて警察等の関係機関との連携や出席停止の措置を適切に講じるなど、問題行動へのき然とした対応が必要である。また、いじめの解決に向けた取組としては、いじめられた児童生徒は徹底して守り通すとともに、いじめる側についても、教育的配慮の下、き然とした態度で指導することが必要である。その際、いじめる側についても何らかの問題を抱えており、支援を必要としているという認識に立つことが必要である。

(4) 学校と保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

学校を児童生徒が安心できる「心の居場所」や「きずなづくりの場」とするため、社会総掛かりで児童生徒を育てていくことが必要である。そのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等を活用し、開かれた学校づくりを推進していくことで、学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築することが重要である。

2 教育上課題のある児童生徒に対する効果的な指導の在り方

(1) 早期対応の重要性

不登校児童生徒への支援においては、いったん欠席状態が長期化すると、学習の遅れや生活リズムの乱れなどにより、その回復が困難である傾向が示されていることから、早期の支援が必要である。そのため、初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要がある。

(2) 教員の資質向上

不登校児童生徒の効果的な支援のためには、教員が不登校に対する正しい認識を持ち、適切な支援ができる資質を備えることが必要であることから、各教育委員会においては、教員の採用・研修を通じて、教員の資質の維持・向上を図る必要がある。また、学校に通う児童生徒の現状が多様化していること等を踏まえれば、教員養成を行う大学等において、例えば、教育支援センターやフリースクールなどの教育支援機関や児童養護施設等において一定期間実習を行うことを奨励するなどの取組も有効と考える。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

「心理の専門家」であるスクールカウンセラーについては、学校における教育相談体制の充実の観点から、平成7年度から調査研究委託事業として中学校を中心に配置され、カウンセリングを通じた児童生徒への心のケアや教職員・保護者への助言・援助を実施してきたところ、その専門性や外部性が評価され、平成13年度からは国庫補助事業として実施され、平成25年度においては、7,065人が20,310箇所に配置されている。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーについては、平成20年度から調査研究委託事業として教育委員会を中心に配置され、子供が置かれた環境に働き掛けて（ソーシャルワーク）、関係機関等との連携を実施（子供の状態を改善）してきたところ、平成21年度からは国庫補助事業として実施され、平成25年度においては1,008人が1,109箇所に配置されている。現在においては、子供の内面に働き掛けるスクールカウンセラー、子供の周りの環境に働き掛けるスクールソーシャルワーカーは、教育相談体制の両輪として活躍しており、学校においては、これらの専門家を活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要である。

(4) 学校段階間の接続の改善

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数などが中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中一ギャップ」が指摘されている。

このような児童生徒の状況に応じて、中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために小中一貫教育が取り込まれるようになっており、国の実態調査によれば顕著な成果が明らかになっている。平成27年通常国会ではこうした成果を踏まえ、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として義務教育学校を制度化することにより、設置者の判断により学校段階間の接続の改善に取り組みやすい環境が整備された。今後、義務教育学校やそれに準じた教育課程を編成する小中一貫型小学校・中学校（仮称）等において、例えば4・3・2や5・4など小学校段階と中学校段階に意図的な移行期間を設けたり、9年間を見通して予防的な生徒指導を充実させたりすること等により、不登校を未然に防止する取組を推進することが期待される。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた取組の中には、既存の小中連携でも活用が可能なものもあることから、そうした事例を広く普及させることが必要である。

(5) 家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働き掛け

これまでの問題行動等調査における効果のあった取組で、登校刺激や家庭訪問による指導・援助、保護者への働き掛けによる家庭生活の改善などが常に上位に位置しており、このことから家庭訪問の重要性が伺える。

学校で見せる顔と家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒がいることから、プライバシーに配慮しながらも、子供部屋など家庭内における児童生徒の居場所を確認することは、児童生徒を理解するために有効と考えられていること等を踏まえ、学校は、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要がある。その際には、児童生徒の希望を第一に尊重することが重要である。

さらに、保護者との面談を通じて信頼関係を築くことで、不登校児童生徒への支援について教員と保護者の協働体制の構築も期待できる。

なお、家庭訪問の実施は、放課後や早朝、休日に実施されることもあることから、教員の勤務について、振替等の配慮も重要である。

(6) 児童生徒の再登校に当たっての受入れ体制

不登校児童生徒が登校をしてきた場合は、まずは、保健室や相談室などの学校の居場所を作り、友人との交流も含めて、その居場所から徐々になじませることも有効である。また、教室に入る際にも、温かい雰囲気のもと、自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活に順応できるよう指導上の工夫が重要である。

(7) 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の措置

いじめに関しては、いじめは絶対に許さないという意識を持ち、き然とした対応を取ることが大切である。また、いじめられている児童生徒が緊急避難として欠席することは弾力的に認められてもよいことはもとより、いじめを背景とした欠席の際には、その後の学習に支障のないよう適切な配慮が求められる。(いじめ防止対策推進法第23条第4項関連)

さらに、弾力的な対応として、いじめられている児童生徒や保護者等の意向を踏まえ、柔軟に学級替えや転校を認めることが可能となっている。なお、いじめにより児童生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合はいじめ防止対策推進法上の重大事態となるが、この場合の調査の在り方についても今後検討が必要である(いじめ防止対策推進法第28条第2号関連)。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となるのは言語道断である。そのような場合、学校や教育委員会の関係者は、問題解決に真摯に取り組むとともに、学級替えや転校についても、十分な教育的配慮の上で、保護者等の意向を踏まえ、柔軟に認めていくことが望ましい。

なお、義務教育においてはほとんどの場合、欠席日数が長期にわたったとしても、不登校児童生徒の進級や卒業の認定は弾力的に取り扱われているところである。平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知(15文科初第255号)「不登校の対応の在り方について」にも触れられているが、保護者等から、学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望があった場合

は、その意向を踏まえて、補充指導の実施について柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応することが考えられる。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たって、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要である。

(参考資料)

参考資料 (31) 不登校児童生徒の支援に関する国の事業等

参考資料 (32) 学校における教育相談体制の充実に向けて

参考資料 (33) スクールカウンセラー等配置箇所数、予算額の推移

参考資料 (34) スクールソーシャルワーカーの配置状況について

3 不登校児童生徒を支える学校・教育委員会の支援体制

不登校児童生徒への組織的・計画的な支援がスムーズに実施できるよう、学校及び教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実や、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等の取組の推進、また、児童相談所、警察、医療機関との連携強化を図るなどにより、不登校児童生徒への組織的・計画的な支援体制を整備することが必要である。

参考資料

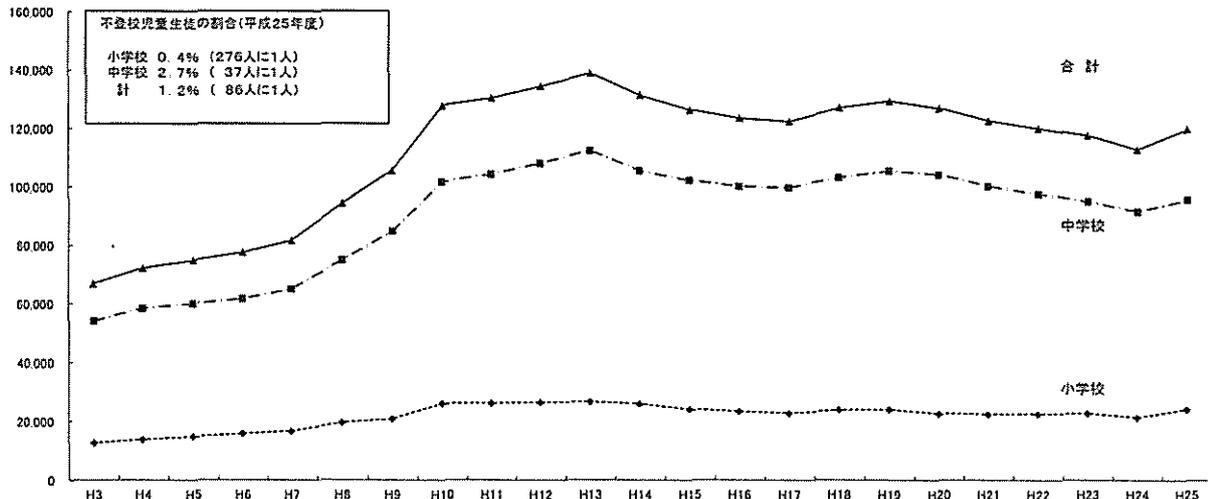
- (1) 小・中学校の不登校児童生徒の状況
 - (2) 不登校児童生徒の在籍学校数の推移
 - (3) 学年別不登校児童生徒数の推移
 - (4) 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移
 - (5) 不登校児童生徒への指導結果状況の推移
 - (6) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移
 - (7) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移
 - (8) 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数の推移
 - (9) 平成25年度における高等学校の理由別長期欠席者数及びその推移
 - (10) 高等学校における不登校生徒の状況の推移
 - (11) 中途退学者数及び中途退学率の推移
 - (12) 事由別中途退学者数の推移
 - (13) 「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について
 - (14) 「高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定」について
 - (15) 教育支援センターの設置数及び利用状況
 - (16) 学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数（教育支援センター・民間施設を抜粋）
 - (17) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移
 - (18) 平成18年度における不登校となったきっかけと考えられる状況
 - (19) 平成18年度における不登校状態が継続している理由
 - (20) 平成18年度における不登校児童生徒への指導結果の状況
 - (21) 平成18年度における「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果があった学校の措置
 - (22) 平成18年度における指導要録上「出席扱い」となった児童生徒数等
 - (23) 平成18年度における不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数
 - (24) 平成18年度不登校実態調査における不登校のきっかけ
 - (25) 平成18年度不登校実態調査における不登校継続の理由
 - (26) 平成18年度不登校実態調査における「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関
 - (27) 平成18年度不登校実態調査における不登校の類型化について
 - (28) 「平成18年度不登校実態調査」進学・就学・就業状況について
 - (29) 児童虐待について
 - (30) 不登校施策の推移について
 - (31) 不登校児童生徒の支援に関する国の事業等
 - (32) 学校における教育相談体制の充実に向けて
 - (33) スクールカウンセラー等配置箇所数、予算額の推移
 - (34) スクールソーシャルワーカーの配置状況について
- (出典) (1)～(23) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(24)～(28) 文部科学省 平成26年7月「不登校に関する実態調査」
(29) 厚生労働省調べ
(30)～(34) 文部科学省調べ

(1) 小・中学校の不登校児童生徒数の推移

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数(人)	(B)不登校児童数(人)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A)全生徒数(人)	(B)不登校生徒数(人)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A)全児童生徒数(人)	(B)不登校児童生徒数の合計(人)	不登校児童生徒数の増▲減率(%)
		カッコ内 (B/A×100) (%)			カッコ内 (B/A×100) (%)			カッコ内 (B/A×100) (%)	
3年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,380	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,683,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	▲ 2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	▲ 6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	▲ 5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	▲ 6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	▲ 3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	▲ 3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	▲ 3.2	3,663,513	109,040 (2.93)	▲ 2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	▲ 2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	▲ 2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	▲ 0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	▲ 0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	▲ 5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	▲ 1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	▲ 1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	▲ 1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	▲ 3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	▲ 3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	▲ 2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	▲ 2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,580,774	94,836 (2.64)	▲ 2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	▲ 2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	▲ 6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	▲ 3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	▲ 4.1
25年度	6,676,920	24,175 (0.36)	13.8	3,552,455	95,442 (2.69)	4.4	10,229,375	119,617 (1.17)	6.1

(注1)調査対象：国公立小・中学校(平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)

(注2)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。



(2) 不登校児童生徒の在籍学校数の推移

① 国公立計

区分	国公立学校 総数(A) (校)	在籍学校数(B) (校)	対前年度増減 無:増 ▲:減	比率(%) (B/A×100)	
小学校	16年度	23,430	9,944	-	42.5
	17年度	23,133	9,738	▲206	42.1
	18年度	22,878	10,067	329	44.0
	19年度	22,693	9,850	▲217	43.4
	20年度	22,476	9,634	▲216	42.9
	21年度	22,258	9,545	▲89	42.9
	22年度	22,000	9,528	▲17	43.3
	23年度	21,721	9,518	▲10	43.8
	24年度	21,460	9,168	▲350	42.7
	25年度	21,131	9,788	620	46.3
中学校	16年度	11,102	9,374	-	84.4
	17年度	11,035	9,298	▲76	84.3
	18年度	11,019	9,421	123	85.5
	19年度	10,987	9,403	▲18	85.6
	20年度	10,952	9,309	▲64	85.0
	21年度	10,906	9,328	19	85.5
	22年度	10,863	9,287	▲41	85.5
	23年度	10,800	9,191	▲66	85.1
	24年度	10,748	9,084	▲107	84.5
	25年度	10,678	8,853	▲231	82.9
合計	16年度	34,532	19,318	-	56.0
	17年度	34,158	19,036	▲282	55.7
	18年度	33,897	19,488	452	57.5
	19年度	33,680	19,253	▲235	57.2
	20年度	33,428	18,943	▲310	56.7
	21年度	33,164	18,873	▲70	56.9
	22年度	32,863	18,815	▲58	57.3
	23年度	32,521	18,709	▲106	57.5
	24年度	32,208	18,262	▲457	56.7
	25年度	31,809	18,641	389	58.6

② 国立

区分	国立学校総数 (A) (校)	在籍学校数(B) (校)	対前年度増減 無:増 ▲:減	比率(%) (B/A×100)	
小学校	16年度	73	32	-	43.8
	17年度	73	37	5	50.7
	18年度	73	41	4	56.2
	19年度	73	41	0	56.2
	20年度	73	30	▲11	41.1
	21年度	74	32	2	43.2
	22年度	74	37	5	50.0
	23年度	74	37	0	50.0
	24年度	74	37	0	50.0
	25年度	74	38	1	51.4
中学校	16年度	76	59	-	77.6
	17年度	76	67	8	88.2
	18年度	78	72	5	92.3
	19年度	79	70	▲2	88.6
	20年度	79	71	1	89.9
	21年度	79	70	▲1	88.6
	22年度	79	68	▲2	86.1
	23年度	77	68	0	88.3
	24年度	77	68	0	88.3
	25年度	77	69	1	89.6
合計	16年度	149	91	-	61.1
	17年度	149	104	13	69.8
	18年度	151	113	9	74.8
	19年度	152	111	▲2	73.0
	20年度	152	101	▲10	66.4
	21年度	153	102	1	66.7
	22年度	153	105	3	68.6
	23年度	151	105	0	69.5
	24年度	151	105	0	69.5
	25年度	151	107	2	70.9

④ 私立

区分	私立学校総数 (A) (校)	在籍学校数(B) (校)	対前年度増減 無:増 ▲:減	比率(%) (B/A×100)	
小学校	16年度	187	55	-	29.4
	17年度	194	49	▲6	25.3
	18年度	198	62	13	31.3
	19年度	200	52	▲10	26.0
	20年度	206	53	1	25.7
	21年度	210	62	9	29.5
	22年度	213	65	3	30.5
	23年度	216	71	6	32.9
	24年度	220	68	▲3	30.9
	25年度	221	82	14	37.1
中学校	16年度	709	449	-	63.3
	17年度	721	455	6	63.1
	18年度	736	503	48	68.3
	19年度	741	525	22	70.9
	20年度	748	548	23	73.3
	21年度	758	552	4	72.8
	22年度	774	554	2	71.6
	23年度	780	563	9	72.2
	24年度	783	565	2	72.2
	25年度	788	591	26	75.0
合計	16年度	896	504	-	56.3
	17年度	915	504	0	55.1
	18年度	934	565	61	60.5
	19年度	941	577	12	61.3
	20年度	954	601	24	63.0
	21年度	968	614	13	63.4
	22年度	987	619	5	62.7
	23年度	996	634	15	63.7
	24年度	1,003	623	▲11	62.1
	25年度	1,009	673	40	66.7

③ 公立

区分	公立学校総数 (A) (校)	在籍学校数(B) (校)	対前年度増減 無:増 ▲:減	比率(%) (B/A×100)		
小学校	3年度	24,557	6,464	-	26.3	
	4年度	24,487	6,655	191	27.2	
	5年度	24,432	7,101	446	29.1	
	6年度	24,390	7,293	192	29.9	
	7年度	24,302	7,592	299	31.0	
	8年度	24,235	8,332	800	34.4	
	9年度	24,132	8,584	252	35.6	
	10年度	24,051	10,623	2,039	44.2	
	11年度	23,944	10,618	▲5	44.3	
	12年度	23,861	10,701	83	44.8	
	13年度	23,719	10,646	▲55	44.9	
	14年度	23,560	10,462	▲184	44.4	
	15年度	23,381	10,141	▲321	43.4	
	16年度	23,160	9,857	▲284	42.6	
	17年度	22,856	9,652	▲205	42.2	
	18年度	22,607	9,964	312	44.1	
	19年度	22,420	9,757	▲207	43.5	
	20年度	22,197	9,551	▲206	43.0	
	21年度	21,974	9,451	▲100	43.0	
	22年度	21,713	9,426	▲25	43.4	
	23年度	21,431	9,410	▲16	43.9	
	24年度	21,166	9,063	▲347	42.8	
	25年度	20,836	9,668	605	46.4	
	中学校	3年度	10,595	7,348	-	69.4
		4年度	10,596	7,497	149	70.8
5年度		10,578	7,557	60	71.4	
6年度		10,568	7,636	79	72.3	
7年度		10,551	7,645	9	72.5	
8年度		10,537	7,814	169	74.2	
9年度		10,518	7,902	88	75.1	
10年度		10,497	8,804	902	83.9	
11年度		10,473	8,887	83	84.9	
12年度		10,453	8,997	110	86.1	
13年度		10,429	9,017	20	86.5	
14年度		10,392	8,963	▲54	86.2	
15年度		10,358	8,866	▲97	85.6	
16年度		10,317	8,866	0	85.9	
17年度		10,238	8,776	▲90	85.7	
18年度		10,205	8,846	70	86.7	
19年度		10,167	8,808	▲38	86.6	
20年度		10,125	8,690	▲118	85.8	
21年度		10,069	8,706	16	86.5	
22年度		10,010	8,665	▲41	86.6	
23年度		9,943	8,560	▲105	86.1	
24年度		9,888	8,451	▲109	85.5	
25年度		9,813	8,193	▲258	83.5	
合計		3年度	35,152	13,812	-	39.3
		4年度	35,083	14,152	340	40.3
	5年度	35,010	14,658	506	41.9	
	6年度	34,958	14,929	271	42.7	
	7年度	34,853	15,177	248	43.5	
	8年度	34,772	16,146	969	46.4	
	9年度	34,650	16,486	340	47.6	
	10年度	34,548	19,427	2,941	56.2	
	11年度	34,417	19,505	78	56.7	
	12年度	34,314	19,698	193	57.4	
	13年度	34,148	19,663	▲35	57.6	
	14年度	33,952	19,425	▲238	57.2	
	15年度	33,739	19,007	▲418	56.3	
	16年度	33,477	18,723	▲284	55.9	
	17年度	33,094	18,428	▲295	55.7	
	18年度	32,812	18,810	382	57.3	
	19年度	32,587	18,565	▲245	57.0	
	20年度	32,322	18,241	▲324	56.4	
	21年度	32,043	18,157	▲84	56.7	
	22年度	31,723	18,091	▲66	57.0	
	23年度	31,374	17,970	▲121	57.3	
	24年度	31,054	17,514	▲456	56.4	
	25年度	30,649	17,861	347	58.3	

(注) 国私立学校については、平成16年度から調査。

(3) 学年別不登校児童生徒数の推移

① 国公立計

(人)

年度	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	1,177	1,822	2,738	4,108	5,821	7,652	23,318	22,974	35,925	41,141	100,040
17年度	1,062	1,741	2,625	3,885	5,913	7,483	22,709	22,566	35,954	41,058	99,578
18年度	1,081	1,811	2,707	4,093	5,969	8,164	23,825	23,860	36,875	42,334	103,069
19年度	1,092	1,802	2,805	4,103	5,980	8,145	23,927	25,120	37,714	42,494	105,328
20年度	1,052	1,650	2,550	3,961	5,712	7,727	22,652	23,149	38,577	42,427	104,153
21年度	1,080	1,612	2,561	3,765	5,769	7,540	22,327	22,384	35,502	42,219	100,105
22年度	1,076	1,729	2,621	3,818	5,775	7,433	22,452	22,052	34,985	40,318	97,355
23年度	1,044	1,714	2,737	3,939	5,666	7,522	22,622	21,895	33,716	39,225	94,836
24年度	948	1,576	2,504	3,795	5,500	6,920	21,243	21,194	33,355	36,897	91,446
25年度	1,150	1,806	2,791	4,291	6,127	8,010	24,175	22,390	34,316	38,736	95,442

② 国立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	0	7	9	5	16	25	62	44	96	98	238
17年度	2	3	8	11	16	23	63	64	102	122	288
18年度	2	5	6	13	23	23	72	80	108	146	334
19年度	1	4	9	13	28	26	81	54	122	124	300
20年度	0	1	6	7	17	24	55	73	129	119	321
21年度	0	4	3	9	13	22	51	72	103	121	296
22年度	0	1	4	4	21	18	48	55	115	122	292
23年度	1	2	4	10	16	30	63	67	91	147	305
24年度	1	2	9	4	17	23	56	59	105	106	270
25年度	0	5	7	11	18	27	68	61	108	125	294

③ 公立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
11年度	1,330	2,181	3,129	4,520	6,531	8,213	25,904	22,416	36,020	44,091	102,527
12年度	1,381	2,153	3,214	4,453	6,509	8,552	26,262	23,460	37,677	44,950	106,087
13年度	1,414	2,180	3,200	4,633	6,545	8,442	26,414	24,293	38,957	46,966	110,216
14年度	1,334	2,203	3,153	4,486	6,397	8,189	25,762	22,627	36,905	43,951	103,483
15年度	1,189	1,941	2,940	4,076	5,873	7,948	23,967	22,461	35,105	42,522	100,088
16年度	1,175	1,811	2,721	4,090	5,791	7,601	23,189	22,447	35,151	40,200	97,798
17年度	1,059	1,731	2,610	3,856	5,872	7,438	22,566	22,002	34,987	39,983	96,972
18年度	1,079	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	23,644	23,141	35,775	41,043	99,959
19年度	1,086	1,795	2,790	4,074	5,934	8,073	23,752	24,370	36,594	41,236	102,200
20年度	1,047	1,644	2,539	3,942	5,673	7,661	22,506	22,412	37,303	41,088	100,803
21年度	1,077	1,604	2,545	3,743	5,735	7,485	22,189	21,680	34,392	40,940	97,012
22年度	1,072	1,721	2,606	3,795	5,725	7,384	22,303	21,386	33,826	38,969	94,181
23年度	1,040	1,708	2,719	3,903	5,622	7,450	22,442	21,136	32,675	37,786	91,597
24年度	946	1,569	2,482	3,770	5,446	6,854	21,067	20,443	32,150	35,646	88,239
25年度	1,146	1,796	2,770	4,251	6,074	7,945	23,982	21,478	32,985	37,339	91,802

④ 私立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	2	4	8	13	14	26	67	483	678	843	2,004
17年度	1	7	7	18	25	22	80	500	865	953	2,318
18年度	0	5	13	18	31	42	109	639	992	1,145	2,776
19年度	5	3	6	16	18	46	94	696	998	1,134	2,828
20年度	5	5	5	12	22	42	91	664	1,145	1,220	3,029
21年度	3	4	13	13	21	33	87	632	1,007	1,158	2,797
22年度	4	7	11	19	29	31	101	611	1,044	1,227	2,882
23年度	3	4	14	26	28	42	117	692	950	1,292	2,934
24年度	1	5	13	21	37	43	120	692	1,100	1,145	2,937
25年度	4	5	14	29	35	38	125	851	1,223	1,272	3,346

(注) 国私立学校については、平成16年度から調査。

(4) 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移

① 国公立計

区 分			小学校		中学校		合計	
			人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
学校に係る状況	いじめ	24年度	413	1.9	1,923	2.1	2,336	2.1
		25年度	414	1.7	1,527	1.6	1,941	1.6
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24年度	2,332	11.0	14,382	15.7	16,714	14.8
		25年度	2,705	11.2	15,188	15.9	17,893	15.0
	教職員との関係をめぐる問題	24年度	692	3.3	1,346	1.5	2,038	1.8
		25年度	893	3.7	1,481	1.6	2,374	2.0
	学業の不振	24年度	1,609	7.6	8,686	9.5	10,295	9.1
		25年度	1,721	7.1	8,802	9.2	10,523	8.8
	進路にかかる不安	24年度	106	0.5	1,392	1.5	1,498	1.3
		25年度	92	0.4	1,473	1.5	1,565	1.3
	クラブ活動、部活動等への不 適応	24年度	31	0.1	2,026	2.2	2,057	1.8
		25年度	36	0.1	2,028	2.1	2,064	1.7
学校のきまり等をめぐる問題	24年度	144	0.7	2,040	2.2	2,184	1.9	
	25年度	143	0.6	1,935	2.0	2,078	1.7	
入学、転編入学、進級時の不 適応	24年度	476	2.2	2,550	2.8	3,026	2.7	
	25年度	559	2.3	2,756	2.9	3,315	2.8	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	24年度	2,036	9.6	4,326	4.7	6,362	5.6
		25年度	2,312	9.6	4,325	4.5	6,637	5.5
	親子関係をめぐる問題	24年度	4,287	20.2	8,175	8.9	12,462	11.1
		25年度	4,617	19.1	8,412	8.8	13,029	10.9
家庭内の不和	24年度	1,052	5.0	3,430	3.8	4,482	4.0	
	25年度	1,155	4.8	3,390	3.6	4,545	3.8	
本人に係る状況	病気による欠席	24年度	1,982	9.3	6,630	7.3	8,612	7.6
		25年度	2,324	9.6	7,134	7.5	9,458	7.9
	あそび・非行	24年度	274	1.3	10,397	11.4	10,671	9.5
		25年度	265	1.1	9,798	10.3	10,063	8.4
	無気力	24年度	5,047	23.8	24,149	26.4	29,196	25.9
		25年度	5,565	23.0	25,048	26.2	30,613	25.6
	不安など情緒的混乱	24年度	7,047	33.2	22,982	25.1	30,029	26.6
		25年度	8,541	35.3	25,040	26.2	33,581	28.1
	意図的な拒否	24年度	981	4.6	4,257	4.7	5,238	4.6
		25年度	1,196	4.9	4,605	4.8	5,801	4.8
上記「病気による欠席」から「意図的 な拒否」までのいずれにも該当しな い、本人に関わる問題	24年度	1,258	5.9	4,642	5.1	5,900	5.2	
	25年度	1,272	5.3	4,634	4.9	5,906	4.9	
その他	24年度	1,216	5.7	1,506	1.6	2,722	2.4	
	25年度	1,310	5.4	1,403	1.5	2,713	2.3	
不明	24年度	376	1.8	1,512	1.7	1,888	1.7	
	25年度	388	1.6	1,527	1.6	1,915	1.6	

② 国立

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	24年度	2	3.6	1	0.4	3	0.9
		25年度	2	2.9	6	2.0	8	2.2
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24年度	11	19.6	36	13.3	47	14.4
		25年度	12	17.6	32	10.9	44	12.2
	教職員との関係をめぐる問題	24年度	2	3.6	7	2.6	9	2.8
		25年度	3	4.4	10	3.4	13	3.6
	学業の不振	24年度	3	5.4	33	12.2	36	11.0
		25年度	3	4.4	24	8.2	27	7.5
	進路にかかる不安	24年度	3	5.4	5	1.9	8	2.5
		25年度	0	0.0	14	4.8	14	3.9
	クラブ活動、部活動等への不適応	24年度	0	0.0	5	1.9	5	1.5
		25年度	0	0.0	5	1.7	5	1.4
学校のきまり等をめぐる問題	24年度	1	1.8	2	0.7	3	0.9	
	25年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
入学、転編入学、進級時の不適応	24年度	1	1.8	5	1.9	6	1.8	
	25年度	0	0.0	6	2.0	6	1.7	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	24年度	2	3.6	10	3.7	12	3.7
		25年度	3	4.4	21	7.1	24	6.6
	親子関係をめぐる問題	24年度	9	16.1	21	7.8	30	9.2
		25年度	9	13.2	34	11.6	43	11.9
家庭内の不和	24年度	2	3.6	8	3.0	10	3.1	
	25年度	2	2.9	14	4.8	16	4.4	
本人に係る状況	病気による欠席	24年度	2	3.6	14	5.2	16	4.9
		25年度	1	1.5	30	10.2	31	8.6
	あそび・非行	24年度	0	0.0	1	0.4	1	0.3
		25年度	0	0.0	1	0.3	1	0.3
	無気力	24年度	9	16.1	48	17.8	57	17.5
		25年度	13	19.1	48	16.3	61	16.9
	不安など情緒的混乱	24年度	27	48.2	81	30.0	108	33.1
		25年度	31	45.6	85	28.9	116	32.0
	意図的な拒否	24年度	2	3.6	12	4.4	14	4.3
		25年度	5	7.4	18	6.1	23	6.4
上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	24年度	2	3.6	14	5.2	16	4.9	
	25年度	6	8.8	6	2.0	12	3.3	
その他	24年度	0	0.0	3	1.1	3	0.9	
	25年度	0	0.0	1	0.3	1	0.3	
不明	24年度	1	1.8	8	3.0	9	2.8	
	25年度	2	2.9	8	2.7	10	2.8	

③ 公立

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	24年度	407	1.9	1,852	2.1	2,259	2.1
		25年度	402	1.7	1,478	1.6	1,880	1.6
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24年度	2,301	10.9	13,890	15.7	16,191	14.8
		25年度	2,676	11.2	14,647	16.0	17,323	15.0
	教職員との関係をめぐる問題	24年度	681	3.2	1,289	1.5	1,970	1.8
		25年度	883	3.7	1,417	1.5	2,300	2.0
	学業の不振	24年度	1,596	7.6	8,302	9.4	9,898	9.1
		25年度	1,707	7.1	8,318	9.1	10,025	8.7
	進路にかかる不安	24年度	95	0.5	1,300	1.5	1,395	1.3
		25年度	89	0.4	1,377	1.5	1,466	1.3
クラブ活動、部活動等への不 適応	24年度	31	0.1	1,977	2.2	2,008	1.8	
	25年度	35	0.1	1,947	2.1	1,982	1.7	
学校のきまり等をめぐる問題	24年度	142	0.7	2,010	2.3	2,152	2.0	
	25年度	143	0.6	1,904	2.1	2,047	1.8	
入学、転編入学、進級時の不 適応	24年度	473	2.2	2,412	2.7	2,885	2.6	
	25年度	558	2.3	2,577	2.8	3,135	2.7	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	24年度	2,028	9.6	4,243	4.8	6,271	5.7
		25年度	2,297	9.6	4,207	4.6	6,504	5.6
	親子関係をめぐる問題	24年度	4,254	20.2	7,845	8.9	12,099	11.1
		25年度	4,588	19.1	7,985	8.7	12,573	10.9
家庭内の不和	24年度	1,044	5.0	3,307	3.7	4,351	4.0	
	25年度	1,148	4.8	3,235	3.5	4,383	3.8	
本人に係る状況	病気による欠席	24年度	1,970	9.4	6,232	7.1	8,202	7.5
		25年度	2,308	9.6	6,662	7.3	8,970	7.7
	あそび・非行	24年度	273	1.3	10,373	11.8	10,646	9.7
		25年度	265	1.1	9,769	10.6	10,034	8.7
	無気力	24年度	5,028	23.9	23,776	26.9	28,804	26.4
		25年度	5,539	23.1	24,587	26.8	30,126	26.0
	不安など情緒的混乱	24年度	6,977	33.1	22,047	25.0	29,024	26.6
		25年度	8,451	35.2	23,892	26.0	32,343	27.9
	意図的な拒否	24年度	969	4.6	4,144	4.7	5,113	4.7
		25年度	1,190	5.0	4,486	4.9	5,676	4.9
上記「病気による欠席」から「意図的 な拒否」までのいずれにも該当しな い、本人に関わる問題	24年度	1,250	5.9	4,499	5.1	5,749	5.3	
	25年度	1,263	5.3	4,496	4.9	5,759	5.0	
その他	24年度	1,214	5.8	1,455	1.6	2,669	2.4	
	25年度	1,305	5.4	1,360	1.5	2,665	2.3	
不明	24年度	370	1.8	1,428	1.6	1,798	1.6	
	25年度	383	1.6	1,398	1.5	1,781	1.5	

④ 私立

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	24年度	4	3.3	70	2.4	74	2.4
		25年度	10	8.0	43	1.3	53	1.5
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24年度	20	16.7	456	15.5	476	15.6
		25年度	17	13.6	509	15.2	526	15.2
	教職員との関係をめぐる問題	24年度	9	7.5	50	1.7	59	1.9
		25年度	7	5.6	54	1.6	61	1.8
	学業の不振	24年度	10	8.3	351	12.0	361	11.8
		25年度	11	8.8	460	13.7	471	13.6
	進路にかかる不安	24年度	8	6.7	87	3.0	95	3.1
		25年度	3	2.4	82	2.5	85	2.4
クラブ活動、部活動等への不 適応	24年度	0	0.0	44	1.5	44	1.4	
	25年度	1	0.8	76	2.3	77	2.2	
学校のきまり等をめぐる問題	24年度	1	0.8	28	1.0	29	0.9	
	25年度	0	0.0	31	0.9	31	0.9	
入学、転編入学、進級時の不 適応	24年度	2	1.7	133	4.5	135	4.4	
	25年度	1	0.8	173	5.2	174	5.0	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	24年度	6	5.0	73	2.5	79	2.6
		25年度	12	9.6	97	2.9	109	3.1
	親子関係をめぐる問題	24年度	24	20.0	309	10.5	333	10.9
		25年度	20	16.0	393	11.7	413	11.9
家庭内の不和	24年度	6	5.0	115	3.9	121	4.0	
	25年度	5	4.0	141	4.2	146	4.2	
本人に係る状況	病気による欠席	24年度	10	8.3	384	13.1	394	12.9
		25年度	15	12.0	442	13.2	457	13.2
	あそび・非行	24年度	1	0.8	23	0.8	24	0.8
		25年度	0	0.0	28	0.8	28	0.8
	無気力	24年度	10	8.3	325	11.1	335	11.0
		25年度	13	10.4	413	12.3	426	12.3
	不安など情緒的混乱	24年度	43	35.8	854	29.1	897	29.3
		25年度	59	47.2	1,063	31.8	1,122	32.3
	意図的な拒否	24年度	10	8.3	101	3.4	111	3.6
		25年度	1	0.8	101	3.0	102	2.9
上記「病気による欠席」から「意図的 な拒否」までのいずれにも該当しな い、本人に関わる問題	24年度	6	5.0	129	4.4	135	4.4	
	25年度	3	2.4	132	3.9	135	3.9	
その他	24年度	2	1.7	48	1.6	50	1.6	
	25年度	5	4.0	42	1.3	47	1.4	
不明	24年度	5	4.2	76	2.6	81	2.6	
	25年度	3	2.4	121	3.6	124	3.6	

(注1) 複数回答可とする。

(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(5) 不登校児童生徒への指導結果状況の推移

① 国公立計

区分		小学校		中学校		合計	
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	24年度	7,189	33.8	27,034	29.6	34,223	30.4
	25年度	7,952	32.9	28,468	29.8	36,420	30.4
指導中の児童生徒	24年度	14,054	66.2	64,412	70.4	78,466	69.6
	25年度	16,223	67.1	66,974	70.2	83,197	69.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	24年度	4,119	19.4	17,742	19.4	21,861	19.4
	25年度	4,837	20.0	19,383	20.3	24,220	20.2

② 国立

区分		小学校		中学校		合計	
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	24年度	18	32.1	102	37.8	120	36.8
	25年度	23	33.8	105	35.7	128	35.4
指導中の児童生徒	24年度	38	67.9	168	62.2	206	63.2
	25年度	45	66.2	189	64.3	234	64.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	24年度	6	10.7	54	20.0	60	18.4
	25年度	16	23.5	60	20.4	76	21.0

③ 公立

区分		小学校		中学校		合計	
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	24年度	7,120	33.8	25,981	29.4	33,101	30.3
	25年度	7,877	32.8	27,336	29.8	35,213	30.4
指導中の児童生徒	24年度	13,947	66.2	62,258	70.6	76,205	69.7
	25年度	16,105	67.2	64,466	70.2	80,571	69.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	24年度	4,101	19.5	17,278	19.6	21,379	19.6
	25年度	4,799	20.0	18,792	20.5	23,591	20.4

④ 私立

区分		小学校		中学校		合計	
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	24年度	51	42.5	951	32.4	1,002	32.8
	25年度	52	41.6	1,027	30.7	1,079	31.1
指導中の児童生徒	24年度	69	57.5	1,986	67.6	2,055	67.2
	25年度	73	58.4	2,319	69.3	2,392	68.9
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	24年度	12	10.0	410	14.0	422	13.8
	25年度	22	17.6	531	15.9	553	15.9

(6) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移
(校)

区分		小学校				中学校				合計			
		国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	24年度	9	2,376	21	2,406	14	3,629	74	3,717	23	6,005	95	6,123
	25年度	8	2,418	19	2,445	9	3,449	89	3,547	17	5,867	108	5,992
全ての教師が当該児童生徒に 触れ合いを多くするなどして 学校全体で指導にあたった	24年度	6	1,985	19	2,010	11	3,489	81	3,581	17	5,474	100	5,591
	25年度	7	2,270	19	2,296	10	3,297	102	3,409	17	5,567	121	5,705
教育相談担当の教師が専門的に 指導にあたった	24年度	4	969	13	986	12	2,026	61	2,099	16	2,995	74	3,085
	25年度	2	1,086	8	1,096	9	2,111	71	2,191	11	3,197	79	3,287
養護教諭が専門的に指導にあ たった	24年度	7	1,294	21	1,322	16	2,404	107	2,527	23	3,698	128	3,849
	25年度	5	1,516	14	1,535	12	2,525	105	2,642	17	4,041	119	4,177
スクールカウンセラー等が専門的に 指導にあたった	24年度	8	2,090	32	2,130	26	4,871	207	5,104	34	6,961	239	7,234
	25年度	9	2,337	22	2,368	27	4,805	254	5,086	36	7,142	276	7,454
友人関係を改善するための指導 を行った	24年度	7	1,918	20	1,945	11	2,981	121	3,113	18	4,899	141	5,058
	25年度	5	2,006	18	2,029	12	3,081	129	3,222	17	5,087	147	5,251
教師との触れ合いを多くする など、教師との関係を改善した	24年度	10	2,195	18	2,223	22	3,266	126	3,414	32	5,461	144	5,637
	25年度	8	2,357	21	2,386	12	3,491	149	3,652	20	5,848	170	6,038
授業方法の改善、個別の指導 など授業がわかるようにする 工夫を行った	24年度	3	1,242	9	1,254	10	1,615	52	1,677	13	2,857	61	2,931
	25年度	1	1,410	9	1,420	8	1,866	70	1,944	9	3,276	79	3,364
様々な活動の場において本人が 意欲を持って活動できる場 を用意した	24年度	8	2,128	16	2,152	13	2,541	75	2,629	21	4,669	91	4,781
	25年度	6	2,354	15	2,375	17	2,834	85	2,936	23	5,188	100	5,311
保健室等特別の場所に登校さ せて指導にあたった	24年度	10	2,048	31	2,089	23	4,128	180	4,331	33	6,176	211	6,420
	25年度	7	2,316	18	2,341	21	4,286	204	4,511	28	6,602	222	6,852
登校を促すため、電話をかけ たり迎えに行くなどした	24年度	11	3,227	30	3,268	22	5,203	196	5,421	33	8,430	226	8,689
	25年度	10	3,421	32	3,463	24	5,316	235	5,575	34	8,737	267	9,038
家庭訪問を行い、学業や生活 面での相談に乗るなど様々な 指導・援助を行った	24年度	5	2,924	28	2,957	24	5,455	151	5,630	29	8,379	179	8,587
	25年度	7	2,939	15	2,961	21	5,576	178	5,775	28	8,515	193	8,736
保護者の協力を求めて、家族 関係や家庭生活の改善を図った	24年度	9	2,513	27	2,549	21	3,856	180	4,057	30	6,369	207	6,606
	25年度	9	2,756	22	2,787	18	4,139	212	4,369	27	6,895	234	7,156
教育相談センター等の相談機 関と連携して指導にあたった	24年度	3	1,511	8	1,522	6	2,664	43	2,713	9	4,175	51	4,235
	25年度	7	1,594	10	1,611	11	2,735	54	2,800	18	4,329	64	4,411
病院等の医療機関と連携して 指導にあたった	24年度	5	673	13	691	5	1,358	79	1,442	10	2,031	92	2,133
	25年度	3	796	3	802	10	1,570	96	1,676	13	2,366	99	2,478
その他	24年度	0	214	1	215	0	365	25	390	0	579	26	605
	25年度	0	239	1	240	3	409	23	435	3	648	24	675

(7) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

① 国公立立計

(人)

区分		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	2,393	1,660	1,341	34	10,777	9,242	4,025	265
		25年度	2,649	1,856	1,475	36	11,661	9,944	4,212	321
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	2,689	812	637	2	4,465	2,130	1,044	47
		25年度	2,917	876	667	13	4,716	2,215	1,022	34
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	1,604	260	208	4	3,820	890	607	8
		25年度	1,835	270	219	1	3,827	898	580	3
	④保健所, 精神保健福祉センター	24年度	217	24	17	0	361	48	42	2
		25年度	210	14	12	0	377	45	36	0
	⑤病院, 診療所	24年度	2,280	229	186	2	6,314	530	353	10
		25年度	2,898	263	211	1	7,286	568	372	5
	⑥民間団体, 民間施設	24年度	503	138	124	19	1,179	549	443	70
		25年度	650	198	176	19	1,395	671	519	69
	⑦上記以外の機関等	24年度	395	54	49	2	1,178	223	155	7
		25年度	530	69	60	2	1,253	248	148	8
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	8,209	2,795	2,143	61	25,274	12,731	5,110	395	
	25年度	9,332	3,157	2,314	68	27,068	13,704	5,327	420	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	5,042	—	—	—	18,121	—	—	—
		25年度	5,690	—	—	—	18,719	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	8,447	—	—	—	34,274	—	—	—
		25年度	9,837	—	—	—	36,194	—	—	—
	(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	11,159	—	—	—	44,110	—	—	—
		25年度	12,720	—	—	—	46,204	—	—	—
(3)上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	5,144	—	—	—	28,404	—	—	—	
	25年度	5,732	—	—	—	28,860	—	—	—	

区分		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	13.170	11.7%	10,902	5,366	299	82.8%
		25年度	14,310	12.0%	11,800	5,687	357	82.5%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	7,154	6.3%	2,942	1,681	49	41.1%
		25年度	7,633	6.4%	3,091	1,689	47	40.5%
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	5,424	4.8%	1,150	815	12	21.2%
		25年度	5,662	4.7%	1,168	799	4	20.6%
	④保健所, 精神保健福祉センター	24年度	578	0.5%	72	59	2	12.5%
		25年度	587	0.5%	59	48	0	10.1%
	⑤病院, 診療所	24年度	8,594	7.6%	759	539	12	8.8%
		25年度	10,184	8.5%	831	583	6	8.2%
	⑥民間団体, 民間施設	24年度	1,682	1.5%	687	567	89	40.8%
		25年度	2,045	1.7%	869	695	88	42.5%
	⑦上記以外の機関等	24年度	1,573	1.4%	277	204	9	17.6%
		25年度	1,783	1.5%	317	208	10	17.8%
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	33,483	29.7%	15,526	7,253	456	46.4%	
	25年度	36,400	30.4%	16,861	7,641	488	46.3%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	23,163	20.6%	—	—	—	—
		25年度	24,409	20.4%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	42,721	37.9%	—	—	—	—
		25年度	46,031	38.5%	—	—	—	—
	(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	55,269	49.0%	—	—	—	—
		25年度	58,924	49.3%	—	—	—	—
(3)上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	33,548	29.8%	—	—	—	—	
	25年度	34,592	28.9%	—	—	—	—	

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

区分		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	4	1	1	0	21	21	12	0
	25年度	3	1	1	0	29	25	16	0	
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	8	3	3	0	11	7	6	0
	25年度	4	2	2	0	11	6	6	0	
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	6	1	1	0	3	2	2	0
	25年度	5	1	1	0	5	1	1	0	
	④保健所、精神保健福祉センター	24年度	1	0	0	0	2	2	1	0
	25年度	0	0	0	0	4	4	1	0	
	⑤病院、診療所	24年度	7	2	2	0	33	6	2	0
	25年度	15	0	0	0	47	1	1	0	
⑥民間団体、民間施設	24年度	1	0	0	0	7	5	5	0	
25年度	1	0	0	0	4	2	2	0		
⑦上記以外の機関等	24年度	0	0	0	0	2	1	1	0	
25年度	3	0	0	0	1	0	0	0		
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	17	5	5	0	71	43	23	0	
25年度	24	3	3	0	93	37	21	0		
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	25	—	—	—	110	—	—	—
	25年度	17	—	—	—	99	—	—	—	
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	39	—	—	—	144	—	—	—
	25年度	39	—	—	—	173	—	—	—	
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	46	—	—	—	189	—	—	—
	25年度	45	—	—	—	213	—	—	—	
(3)上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	6	—	—	—	32	—	—	—	
25年度	17	—	—	—	39	—	—	—		

区分		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	25	7.7%	22	13	0	88.0%
	25年度	32	8.8%	26	17	0	81.3%	
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	19	5.8%	10	9	0	52.6%
	25年度	15	4.1%	8	8	0	53.3%	
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	9	2.8%	3	3	0	33.3%
	25年度	10	2.8%	2	2	0	20.0%	
	④保健所、精神保健福祉センター	24年度	3	0.9%	2	1	0	66.7%
	25年度	4	1.1%	4	1	0	100.0%	
	⑤病院、診療所	24年度	40	12.3%	8	4	0	20.0%
	25年度	62	17.1%	1	1	0	1.6%	
⑥民間団体、民間施設	24年度	8	2.5%	5	5	0	62.5%	
25年度	5	1.4%	2	2	0	40.0%		
⑦上記以外の機関等	24年度	2	0.6%	1	1	0	50.0%	
25年度	4	1.1%	0	0	0	0.0%		
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	88	27.0%	48	28	0	54.5%	
25年度	117	32.3%	40	24	0	34.2%		
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	135	41.4%	—	—	—	—
	25年度	116	32.0%	—	—	—	—	
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	183	56.1%	—	—	—	—
	25年度	212	58.6%	—	—	—	—	
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	235	72.1%	—	—	—	—
	25年度	258	71.3%	—	—	—	—	
(3)上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	38	11.7%	—	—	—	—	
25年度	56	15.5%	—	—	—	—		

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

③ 公立

(人)

区分		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター(道応指導教室)	24年度	2,381	1,655	1,336	34	10,654	9,192	3,989	264
		25年度	2,639	1,854	1,473	36	11,535	9,874	4,165	318
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	2,678	807	632	2	4,390	2,105	1,027	46
		25年度	2,907	874	665	13	4,632	2,192	1,002	33
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	1,592	256	204	4	3,779	885	602	8
		25年度	1,826	269	218	1	3,769	895	577	3
	④保健所, 精神保健福祉センター	24年度	216	24	17	0	343	43	40	2
		25年度	210	14	12	0	360	40	34	0
	⑤病院, 診療所	24年度	2,254	225	183	2	5,628	499	336	10
		25年度	2,869	262	210	1	6,468	540	355	4
	⑥民間団体, 民間施設	24年度	499	136	122	19	1,104	526	425	69
		25年度	640	196	174	19	1,286	645	499	67
	⑦上記以外の機関等	24年度	393	53	48	2	1,159	220	152	7
		25年度	526	69	60	2	1,222	248	148	8
(1)上記①~⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	8,156	2,779	2,128	61	24,284	12,595	5,027	392	
	25年度	9,272	3,150	2,307	68	25,910	13,563	5,238	413	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	4,974	—	—	—	17,432	—	—	—
		25年度	5,636	—	—	—	17,933	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	8,354	—	—	—	32,519	—	—	—
		25年度	9,741	—	—	—	34,279	—	—	—
	(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	11,038	—	—	—	42,106	—	—	—
		25年度	12,601	—	—	—	43,965	—	—	—
(3)上記①~⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	5,115	—	—	—	27,787	—	—	—	
	25年度	5,681	—	—	—	28,110	—	—	—	

区分		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)						
		不登校児童数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター(道応指導教室)	24年度	13,035	11.9%	10,847	5,325	298	83.2%
		25年度	14,174	12.2%	11,728	5,638	354	82.7%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	7,068	6.5%	2,912	1,659	48	41.2%
		25年度	7,539	6.5%	3,066	1,667	46	40.7%
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	5,371	4.9%	1,141	806	12	21.2%
		25年度	5,595	4.8%	1,164	795	4	20.8%
	④保健所, 精神保健福祉センター	24年度	559	0.5%	67	57	2	12.0%
		25年度	570	0.5%	54	46	0	9.5%
	⑤病院, 診療所	24年度	7,882	7.2%	724	519	12	9.2%
		25年度	9,337	8.1%	802	565	5	8.6%
	⑥民間団体, 民間施設	24年度	1,603	1.5%	662	547	88	41.3%
		25年度	1,926	1.7%	841	673	86	43.7%
	⑦上記以外の機関等	24年度	1,552	1.4%	273	200	9	17.6%
		25年度	1,748	1.5%	317	208	10	18.1%
(1)上記①~⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	32,440	29.7%	15,374	7,155	453	47.4%	
	25年度	35,182	30.4%	16,713	7,545	481	47.5%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	22,406	20.5%	—	—	—	—
		25年度	23,569	20.4%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	40,873	37.4%	—	—	—	—
		25年度	44,020	38.0%	—	—	—	—
	(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	53,144	48.6%	—	—	—	—
		25年度	56,566	48.9%	—	—	—	—
(3)上記①~⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	32,902	30.1%	—	—	—	—	
	25年度	33,791	29.2%	—	—	—	—	

(注) ①~⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

④ 私立

(人)

区分		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	8	4	4	0	102	29	24	1
		25年度	7	1	1	0	97	45	31	3
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	3	2	2	0	64	18	11	1
		25年度	6	0	0	0	73	17	14	1
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	6	3	3	0	38	3	3	0
		25年度	4	0	0	0	53	2	2	0
	④保健所、精神保健福祉センター	24年度	0	0	0	0	16	3	1	0
		25年度	0	0	0	0	13	1	1	0
	⑤病院、診療所	24年度	19	2	1	0	653	25	15	0
		25年度	14	1	1	0	771	27	16	1
	⑥民間団体、民間施設	24年度	3	2	2	0	68	18	13	1
		25年度	9	2	2	0	105	24	18	2
	⑦上記以外の機関等	24年度	2	1	1	0	17	2	2	0
		25年度	1	0	0	0	30	0	0	0
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	36	11	10	0	919	93	60	3	
	25年度	36	4	4	0	1,065	104	68	7	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	43	—	—	—	579	—	—	—
	25年度	37	—	—	—	687	—	—	—	
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	54	—	—	—	1,611	—	—	—
	25年度	57	—	—	—	1,742	—	—	—	
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	75	—	—	—	1,815	—	—	—
	25年度	74	—	—	—	—	2,026	—	—	—
	(3)上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	23	—	—	—	585	—	—	—
25年度	34	—	—	—	—	711	—	—	—	

区分		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数(A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	24年度	110	3.6%	33	28	1	30.0%
		25年度	104	3.0%	46	32	3	44.2%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	24年度	67	2.2%	20	13	1	29.9%
		25年度	79	2.3%	17	14	1	21.5%
	③児童相談所・福祉事務所	24年度	44	1.4%	6	6	0	13.6%
		25年度	57	1.6%	2	2	0	3.5%
	④保健所、精神保健福祉センター	24年度	16	0.5%	3	1	0	18.8%
		25年度	13	0.4%	1	1	0	7.7%
	⑤病院、診療所	24年度	672	22.0%	27	16	0	4.0%
		25年度	785	22.6%	28	17	1	3.6%
	⑥民間団体、民間施設	24年度	71	2.3%	20	15	1	28.2%
		25年度	114	3.3%	26	20	2	22.8%
	⑦上記以外の機関等	24年度	19	0.6%	3	3	0	15.8%
		25年度	31	0.9%	0	0	0	0.0%
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	24年度	955	31.2%	104	70	3	10.9%	
	25年度	1,101	31.7%	108	72	7	9.8%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	24年度	622	20.3%	—	—	—	—
	25年度	724	20.9%	—	—	—	—	
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	24年度	1,665	54.5%	—	—	—	—
	25年度	1,799	51.8%	—	—	—	—	
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	24年度	1,890	61.8%	—	—	—	—
	25年度	2,100	60.5%	—	—	—	—	
	(3)上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	24年度	608	19.9%	—	—	—	—
25年度	745	21.5%	—	—	—	—		

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

(8) 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数の推移

① 小学校

〔国公立計〕

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	1,576	2,504	3,795	5,500	6,920	20,295
(B) うち23年度から継続(人)	521	826	1,433	2,076	2,941	7,797
比率(B/A×100)(%)	33.1	33.0	37.8	37.7	42.5	38.4
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	1,806	2,791	4,291	6,127	8,010	23,025
(B) うち24年度から継続(人)	509	908	1,481	2,247	3,189	8,334
比率(B/A×100)(%)	28.2	32.5	34.5	36.7	39.8	36.2

〔国立〕

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	2	9	4	17	23	55
(B) うち23年度から継続(人)	0	1	2	1	6	10
比率(B/A×100)(%)	0.0	11.1	50.0	5.9	26.1	18.2
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	5	7	11	18	27	68
(B) うち24年度から継続(人)	0	1	3	6	7	17
比率(B/A×100)(%)	0.0	14.3	27.3	33.3	25.9	25.0

〔公立〕

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	1,569	2,482	3,770	5,446	6,854	20,121
(B) うち23年度から継続(人)	521	825	1,422	2,065	2,928	7,761
比率(B/A×100)(%)	33.2	33.2	37.7	37.9	42.7	38.6
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	1,796	2,770	4,251	6,074	7,945	22,836
(B) うち24年度から継続(人)	509	906	1,472	2,230	3,175	8,292
比率(B/A×100)(%)	28.3	32.7	34.6	36.7	40.0	36.3

〔私立〕

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	5	13	21	37	43	119
(B) うち23年度から継続(人)	0	0	9	10	7	26
比率(B/A×100)(%)	0.0	0.0	42.9	27.0	16.3	21.8
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	5	14	29	35	38	121
(B) うち24年度から継続(人)	0	1	6	11	7	25
比率(B/A×100)(%)	0.0	7.1	20.7	31.4	18.4	20.7

② 中学校

〔国公立計〕

区分	1年生	2年生	3年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	21,194	33,355	36,897	91,446
(B) うち23年度から継続(人)	6,401	16,851	23,062	46,314
比率(B/A×100)(%)	30.2	50.5	62.5	50.6
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	22,390	34,316	38,736	95,442
(B) うち24年度から継続(人)	6,318	16,704	23,792	46,814
比率(B/A×100)(%)	28.2	48.7	61.4	49.0

〔国立〕

区分	1年生	2年生	3年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	59	105	106	270
(B) うち23年度から継続(人)	9	41	45	95
比率(B/A×100)(%)	15.3	39.0	42.5	35.2
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	61	108	125	294
(B) うち24年度から継続(人)	6	40	60	106
比率(B/A×100)(%)	9.8	37.0	48.0	36.1

〔公立〕

区分	1年生	2年生	3年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	20,443	32,150	35,646	88,239
(B) うち23年度から継続(人)	6,288	16,390	22,540	45,218
比率(B/A×100)(%)	30.8	51.0	63.2	51.2
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	21,478	32,985	37,339	91,802
(B) うち24年度から継続(人)	6,162	16,272	23,215	45,649
比率(B/A×100)(%)	28.7	49.3	62.2	49.7

〔私立〕

区分	1年生	2年生	3年生	合計
(A) 平成24年度不登校児童数(人)	692	1,100	1,145	2,937
(B) うち23年度から継続(人)	104	420	477	1,001
比率(B/A×100)(%)	15.0	38.2	41.7	34.1
(A) 平成25年度不登校児童数(人)	851	1,223	1,272	3,346
(B) うち24年度から継続(人)	150	392	517	1,059
比率(B/A×100)(%)	17.6	32.1	40.6	31.6

(9) 平成25年度における高等学校の理由別長期欠席者数及びその推移

①理由別長期欠席者数

	在籍者数	理由別長期欠席者数				
		不登校	経済的理由	病気	その他	合計
国立	9,966	41 0.41%	0 0.00%	30 0.30%	1 0.01%	72 0.72%
公立	2,293,026	43,179 1.88%	1,985 0.09%	8,291 0.36%	11,042 0.48%	64,497 2.81%
私立	1,021,780	12,435 1.22%	296 0.03%	4,473 0.44%	2,192 0.21%	19,396 1.90%
合計	3,324,772	55,655 1.67%	2,281 0.07%	12,794 0.38%	13,235 0.40%	83,965 2.53%

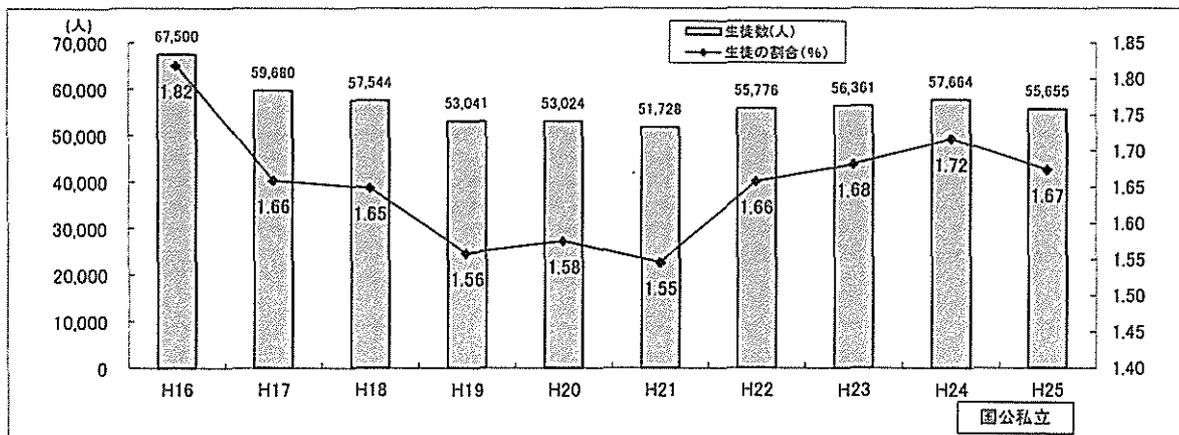
(注1) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。

(注2) 在籍者数は、平成25年5月1日現在。

②理由別長期欠席者数の推移

年度	(A) 在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数									
		不登校		経済的理由		病気		その他		合計	
		(B) 生徒数 カッコ内 (B/A×100) (%)	増減率 (%)								
16年度	3,711,062	67,500 (1.82)	—	4,459 (0.12)	—	15,811 (0.43)	—	22,517 (0.61)	—	110,287 (2.97)	—
17年度	3,596,820	59,680 (1.66)	▲ 11.6	4,078 (0.11)	▲ 8.5	16,170 (0.45)	2.3	27,754 (0.77)	23.3	107,682 (2.99)	▲ 2.4
18年度	3,489,545	57,544 (1.65)	▲ 3.6	3,755 (0.11)	▲ 7.9	17,194 (0.49)	6.3	28,122 (0.81)	1.3	106,615 (3.06)	▲ 1.0
19年度	3,403,076	53,041 (1.56)	▲ 7.8	3,396 (0.10)	▲ 9.6	16,658 (0.49)	▲ 3.1	27,043 (0.79)	▲ 3.8	100,138 (2.94)	▲ 6.1
20年度	3,365,558	53,024 (1.58)	▲ 0.0	2,736 (0.08)	▲ 19.4	15,254 (0.45)	▲ 8.4	23,584 (0.70)	▲ 12.8	94,598 (2.81)	▲ 5.5
21年度	3,346,981	51,728 (1.55)	▲ 2.4	2,628 (0.08)	▲ 3.9	13,666 (0.41)	▲ 10.4	16,316 (0.49)	▲ 30.8	84,338 (2.52)	▲ 10.8
22年度	3,364,983	55,776 (1.66)	7.8	2,278 (0.07)	▲ 13.3	14,010 (0.42)	2.5	15,724 (0.47)	▲ 3.6	87,788 (2.61)	4.1
23年度	3,351,367	56,361 (1.68)	1.0	2,464 (0.07)	8.2	13,277 (0.40)	▲ 5.2	14,424 (0.43)	▲ 8.3	86,526 (2.58)	▲ 1.4
24年度	3,359,424	57,664 (1.72)	2.3	2,405 (0.07)	▲ 2.4	12,457 (0.37)	▲ 6.2	13,357 (0.40)	▲ 7.4	85,883 (2.56)	▲ 0.7
25年度	3,324,772	55,655 (1.67)	▲ 3.5	2,281 (0.07)	▲ 5.2	12,794 (0.38)	2.7	13,235 (0.40)	▲ 0.9	83,965 (2.53)	▲ 2.2

③不登校生徒数の推移



(10) 高等学校における不登校生徒の状況の推移

ア 不登校生徒の在籍学校数の推移

		学校総数 (A) (校)	不登校生徒在籍学 校数 (B) (校)	比率 (%) (B/A×100)
国公立計	24年度	5,579	4,587	82.2
	25年度	5,526	4,580	82.9
国立	24年度	19	15	78.9
	25年度	19	13	68.4
公立	24年度	4,199	3,522	83.9
	25年度	4,145	3,528	85.1
私立	24年度	1,361	1,050	77.1
	25年度	1,362	1,039	76.3

(注) 学校総数は、全定併置校は全日制、定時制をそれぞれ1校(計2校)として計上。

イ 課程・学年別不登校生徒数の推移

① 国公立計 (人)

		全日制		定時制		合計	
		不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	24年度	13,816	1.4	1,912	15.0	15,728	1.5
	25年度	13,346	1.3	1,580	13.7	14,926	1.5
2年生	24年度	11,606	1.2	1,084	10.8	12,690	1.3
	25年度	11,393	1.2	894	9.5	12,287	1.2
3年生	24年度	7,818	0.8	978	9.6	8,796	0.9
	25年度	7,464	0.8	867	9.9	8,331	0.9
4年生	24年度	-	-	635	8.8	635	8.8
	25年度	-	-	590	7.9	590	7.9
単位制	24年度	5,591	1.8	14,224	19.8	19,815	5.1
	25年度	5,441	1.7	14,080	20.3	19,521	5.0
合計	24年度	38,831	1.2	18,833	16.8	57,664	1.7
	25年度	37,644	1.2	18,011	16.9	55,655	1.7

② 国立 (人)

		全日制		定時制		合計	
		不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	24年度	19	0.6	0	0.0	19	0.6
	25年度	16	0.5	0	0.0	16	0.5
2年生	24年度	20	0.7	0	0.0	20	0.7
	25年度	13	0.4	0	0.0	13	0.4
3年生	24年度	13	0.4	0	0.0	13	0.4
	25年度	11	0.4	0	0.0	11	0.4
4年生	24年度	-	-	0	0.0	0	0.0
	25年度	-	-	0	0.0	0	0.0
単位制	24年度	2	0.2	0	0.0	2	0.2
	25年度	1	0.1	0	0.0	1	0.1
合計	24年度	54	0.5	0	0.0	54	0.5
	25年度	41	0.4	0	0.0	41	0.4

③ 公立 (人)

		全日制		定時制		合計	
		不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	24年度	8,726	1.3	1,894	15.6	10,620	1.6
	25年度	8,593	1.3	1,571	14.2	10,164	1.6
2年生	24年度	7,577	1.2	1,069	11.2	8,646	1.4
	25年度	7,354	1.2	888	10.0	8,242	1.3
3年生	24年度	5,280	0.8	968	10.1	6,248	1.0
	25年度	4,782	0.8	862	10.4	5,644	0.9
4年生	24年度	-	-	635	9.0	635	9.0
	25年度	-	-	590	8.1	590	8.1
単位制	24年度	4,762	1.6	14,169	20.1	18,931	5.1
	25年度	4,532	1.5	14,007	20.6	18,539	5.0
合計	24年度	26,345	1.2	18,735	17.2	45,080	1.9
	25年度	25,261	1.2	17,918	17.3	43,179	1.9

④ 私立 (人)

		全日制		定時制		合計	
		不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)	不登校生徒数	(%)
1年生	24年度	5,071	1.4	18	3.2	5,089	1.5
	25年度	4,737	1.4	9	1.9	4,746	1.4
2年生	24年度	4,009	1.2	15	3.0	4,024	1.2
	25年度	4,026	1.2	6	1.2	4,032	1.2
3年生	24年度	2,525	0.8	10	1.8	2,535	0.8
	25年度	2,671	0.8	5	1.1	2,676	0.8
4年生	24年度	-	-	0	0.0	0	0.0
	25年度	-	-	0	0.0	0	0.0
単位制	24年度	827	6.4	55	3.9	882	6.1
	25年度	908	7.1	73	4.7	981	6.9
合計	24年度	12,432	1.2	98	3.1	12,530	1.2
	25年度	12,342	1.2	93	3.0	12,435	1.2

(注) パーセンテージは、全生徒数に占める不登校生徒数の割合。

ウ 不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数の推移

(人)

		国立	公立	私立	合計	
中途退学	24年度	不登校生徒数 (A)	54	45,080	12,530	57,664
	24年度	不登校生徒のうち中途退学に至った者 (B)	11	14,363	3,956	18,330
		(B) / (A) (%)	20.4%	31.9%	31.6%	31.8%
	25年度	不登校生徒数 (A)	41	43,179	12,435	55,655
不登校生徒のうち中途退学に至った者 (B)		6	13,015	3,433	16,454	
(B) / (A) (%)		14.6%	30.1%	27.6%	29.6%	
原級留置	24年度	不登校生徒数 (A)	54	45,080	12,530	57,664
	24年度	不登校生徒のうち原級留置になった者 (B)	8	3,983	768	4,759
		(B) / (A) (%)	14.8%	8.8%	6.1%	8.3%
	25年度	不登校生徒数 (A)	41	43,179	12,435	55,655
不登校生徒のうち原級留置になった者 (B)		9	3,962	808	4,779	
(B) / (A) (%)		22.0%	9.2%	6.5%	8.6%	

エ 不登校状態が前年度から継続している生徒数の推移

① 国公立計

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	合計
平成24年度不登校生徒数 (人)	15,728	12,690	8,796	635	19,815	57,664
うち23年度から継続 (人)	4,555	4,610	4,003	407	10,107	23,682
	3,300	348	215	26	2,502	6,391
平成25年度不登校生徒数 (人)	14,926	12,287	8,331	590	19,521	55,655
うち24年度から継続 (人)	4,288	4,527	3,849	409	10,099	23,172
	2,654	210	191	8	2,260	5,323

② 国立

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	合計
平成24年度不登校生徒数 (人)	19	20	13	0	2	54
うち23年度から継続 (人)	12	12	7	0	2	33
	0	0	0	0	0	0
平成25年度不登校生徒数 (人)	16	13	11	0	1	41
うち24年度から継続 (人)	11	4	9	0	1	25
	3	0	0	0	0	3

③ 公立

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	合計
平成24年度不登校生徒数 (人)	10,620	8,646	6,248	635	18,931	45,080
うち23年度から継続 (人)	2,631	2,781	2,555	407	9,528	17,902
	2,109	191	126	26	2,413	4,865
平成25年度不登校生徒数 (人)	10,164	8,242	5,644	590	18,539	43,179
うち24年度から継続 (人)	2,374	2,638	2,402	409	9,486	17,309
	1,842	107	94	8	2,188	4,239

④ 私立

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	単位制	合計
平成24年度不登校生徒数 (人)	5,089	4,024	2,535	0	882	12,530
うち23年度から継続 (人)	1,912	1,817	1,441	0	577	5,747
	1,191	157	89	0	89	1,526
平成25年度不登校生徒数 (人)	4,746	4,032	2,676	0	981	12,435
うち24年度から継続 (人)	1,903	1,885	1,438	0	612	5,838
	809	103	97	0	72	1,081

(注) 「その他」には、不登校生徒のうち前年度の状況が確認できなかった者を計上。

オ 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移

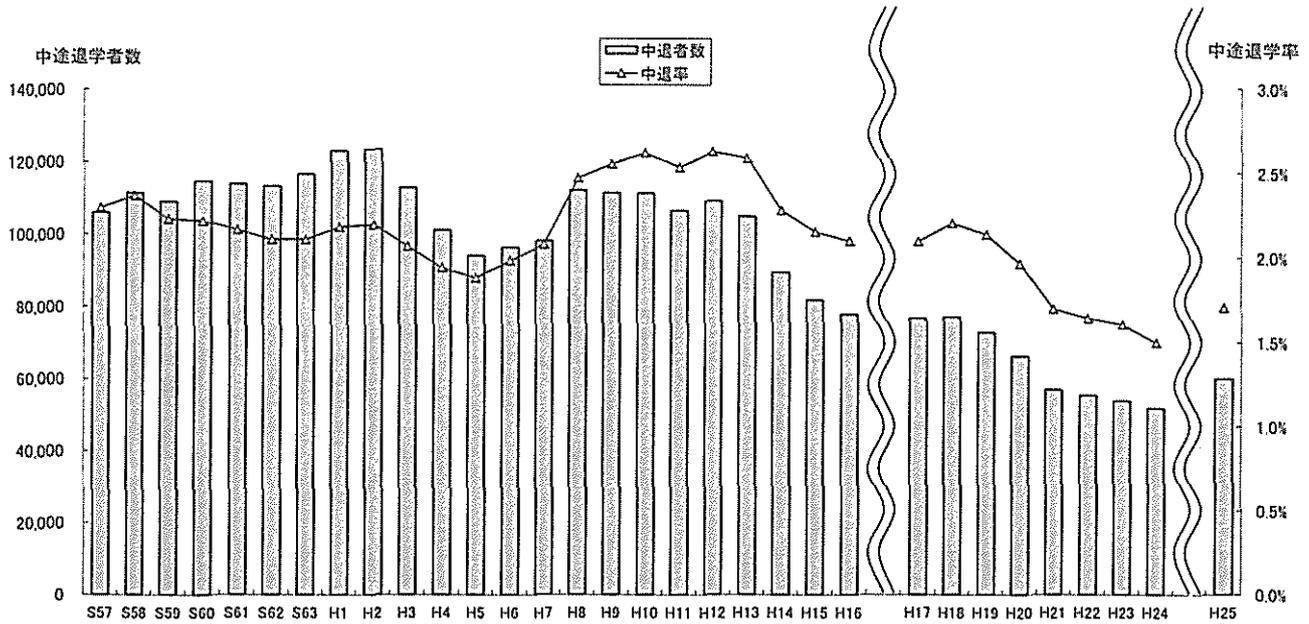
区分		国立		公立		私立		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	24年度	0	0.0	190	0.4	77	0.6	267	0.5
		25年度	0	0.0	133	0.3	45	0.4	178	0.3
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	24年度	1	1.9	3,572	7.9	1,271	10.1	4,844	8.4
		25年度	1	2.4	3,593	8.3	1,226	9.9	4,820	8.7
	教職員との関係をめぐる問題	24年度	0	0.0	239	0.5	92	0.7	331	0.6
		25年度	0	0.0	236	0.5	109	0.9	345	0.6
	学業の不振	24年度	8	14.8	3,907	8.7	893	7.1	4,808	8.3
		25年度	4	9.8	3,344	7.7	832	6.7	4,180	7.5
	進路にかかる不安	24年度	0	0.0	1,449	3.2	454	3.6	1,903	3.3
		25年度	1	2.4	1,500	3.5	457	3.7	1,958	3.5
クラブ活動、部活動等への不応	24年度	0	0.0	510	1.1	281	2.2	791	1.4	
	25年度	1	2.4	528	1.2	265	2.1	794	1.4	
学校のきまり等をめぐる問題	24年度	1	1.9	959	2.1	362	2.9	1,322	2.3	
	25年度	0	0.0	780	1.8	319	2.6	1,099	2.0	
入学、転編入学、進級時の不応	24年度	1	1.9	2,419	5.4	656	5.2	3,076	5.3	
	25年度	0	0.0	2,168	5.0	647	5.2	2,815	5.1	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	24年度	1	1.9	1,303	2.9	349	2.8	1,653	2.9
		25年度	0	0.0	1,254	2.9	338	2.7	1,592	2.9
	親子関係をめぐる問題	24年度	5	9.3	2,228	4.9	766	6.1	2,999	5.2
25年度		3	7.3	1,982	4.6	653	5.3	2,638	4.7	
家庭内の不和	24年度	2	3.7	955	2.1	319	2.5	1,276	2.2	
	25年度	2	4.9	924	2.1	326	2.6	1,252	2.2	
本人に係る状況	病気による欠席	24年度	5	9.3	2,831	6.3	1,437	11.5	4,273	7.4
		25年度	7	17.1	2,902	6.7	1,457	11.7	4,366	7.8
	あそび・非行	24年度	2	3.7	6,960	15.4	765	6.1	7,727	13.4
		25年度	0	0.0	6,032	14.0	787	6.3	6,819	12.3
	無気力	24年度	16	29.6	14,429	32.0	2,921	23.3	17,366	30.1
		25年度	9	22.0	13,991	32.4	2,881	23.2	16,881	30.3
	不安など情緒的混乱	24年度	24	44.4	6,667	14.8	2,643	21.1	9,334	16.2
		25年度	18	43.9	6,341	14.7	2,815	22.6	9,174	16.5
	意図的な拒否	24年度	1	1.9	2,497	5.5	365	2.9	2,863	5.0
		25年度	1	2.4	2,433	5.6	382	3.1	2,816	5.1
上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	24年度	0	0.0	1,728	3.8	392	3.1	2,120	3.7	
	25年度	1	2.4	1,846	4.3	513	4.1	2,360	4.2	
その他	24年度	3	5.6	936	2.1	185	1.5	1,124	1.9	
	25年度	0	0.0	993	2.3	194	1.6	1,187	2.1	
不明	24年度	0	0.0	1,435	3.2	604	4.8	2,039	3.5	
	25年度	4	9.8	1,072	2.5	461	3.7	1,537	2.8	

(注1) 調査対象：国公立私立高等学校。

(注2) 複数回答可とする。

(注3) パーセンテージは、各区分における不登校生徒数に対する割合。

(11) 中途退学者数及び中途退学率の推移



(注1) 平成16年度までは公立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
中途退学者数(人)	106,041	111,531	109,160	114,834	113,938	113,357	116,617	123,068	123,529	112,933	101,194	94,055	96,401
公立	65,314	67,932	67,009	72,066	73,176	73,127	75,791	81,332	82,846	76,654	68,822	63,428	64,229
私立	40,727	43,599	42,151	42,768	40,762	40,230	40,826	41,737	40,683	36,249	32,372	30,637	32,172
中途退学率(%)	2.3	2.4	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.2	2.2	2.1	1.9	1.9	2.0
公立	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	2.0	1.9	1.8	1.9
私立	3.2	3.3	3.1	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.3	2.1	2.1	2.2

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
中途退学者数(人)	98,179	112,150	111,491	111,372	106,576	109,146	104,894	89,409	81,799	77,897	76,693	77,027	72,854
国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	44	45
公立	64,431	73,736	73,654	73,474	70,554	73,253	70,528	60,633	55,668	53,261	53,117	53,251	50,529
私立	33,748	38,414	37,837	37,898	36,024	35,893	34,366	28,776	26,131	24,636	23,523	23,732	22,280
中途退学率(%)	2.1	2.5	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.3	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1
国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.5	0.5
公立	2.0	2.3	2.4	2.5	2.4	2.5	2.5	2.2	2.1	2.0	2.1	2.2	2.1
私立	2.4	2.8	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3	2.2

	20	21	22	23	24	25
中途退学者数(人)	66,243	56,947	55,415	53,869	51,781	59,923
国立	52	51	43	56	40	34
公立	45,742	39,412	38,372	37,463	35,966	38,602
私立	20,449	17,484	17,000	16,330	15,775	21,287
中途退学率(%)	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.7
国立	0.5	0.5	0.4	0.6	0.4	0.3
公立	1.9	1.7	1.6	1.6	1.5	1.6
私立	2.0	1.8	1.7	1.6	1.5	1.9

(12) 事由別中途退学者数の推移

事由	年度	国立		公立		私立		合計	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
学業不振	24年度	1	2.5	2,917	8.1	1,031	6.5	3,949	7.6
	25年度	9	26.5	3,158	8.2	1,678	7.9	4,845	8.1
学校生活・学業不適應	24年度	8	20.0	14,692	40.8	6,012	38.1	20,712	40.0
	25年度	2	5.9	14,391	37.3	7,364	34.6	21,757	36.3
もともと高校生活に熱意がない	24年度	0	0.0	6,324	17.6	2,282	14.5	8,606	16.6
	25年度	0	0.0	6,045	15.7	2,699	12.7	8,744	14.6
授業に興味があかない	24年度	0	0.0	2,579	7.2	656	4.2	3,235	6.2
	25年度	0	0.0	2,563	6.6	884	4.2	3,447	5.8
人間関係がうまく保てない	24年度	0	0.0	2,310	6.4	1,185	7.5	3,495	6.7
	25年度	0	0.0	2,314	6.0	1,412	6.6	3,726	6.2
学校の雰囲気が合わない	24年度	1	2.5	1,740	4.8	1,052	6.7	2,793	5.4
	25年度	1	2.9	1,794	4.6	1,004	4.7	2,799	4.7
その他	24年度	7	17.5	1,739	4.8	837	5.3	2,583	5.0
	25年度	1	2.9	1,675	4.3	1,365	6.4	3,041	5.1
進路変更	24年度	24	60.0	12,492	34.7	4,737	30.0	17,253	33.3
	25年度	21	61.8	12,917	33.5	6,747	31.7	19,685	32.9
別の高校への入学を希望	24年度	8	20.0	3,250	9.0	2,805	17.8	6,063	11.7
	25年度	15	44.1	3,356	8.7	3,399	16.0	6,770	11.3
専修・各種学校への入学を希望	24年度	1	2.5	502	1.4	245	1.6	748	1.4
	25年度	0	0.0	517	1.3	270	1.3	787	1.3
就職を希望	24年度	0	0.0	6,318	17.6	839	5.3	7,157	13.8
	25年度	0	0.0	6,244	16.2	1,359	6.4	7,603	12.7
高卒程度認定試験を受験希望	24年度	13	32.5	1,007	2.8	284	1.8	1,304	2.5
	25年度	3	8.8	1,092	2.8	498	2.3	1,593	2.7
その他	24年度	2	5.0	1,415	3.9	564	3.6	1,981	3.8
	25年度	3	8.8	1,708	4.4	1,221	5.7	2,932	4.9
病気・けが・死亡	24年度	4	10.0	1,118	3.1	787	5.0	1,909	3.7
	25年度	2	5.9	1,250	3.2	995	4.7	2,247	3.7
経済的理由	24年度	0	0.0	378	1.1	475	3.0	853	1.6
	25年度	0	0.0	322	0.8	1,014	4.8	1,336	2.2
家庭の事情	24年度	2	5.0	1,500	4.2	818	5.2	2,320	4.5
	25年度	0	0.0	1,613	4.2	931	4.4	2,544	4.2
問題行動等	24年度	1	2.5	1,578	4.4	1,386	8.8	2,965	5.7
	25年度	0	0.0	1,480	3.8	1,391	6.5	2,871	4.8
その他の理由	24年度	0	0.0	1,291	3.6	529	3.4	1,820	3.5
	25年度	0	0.0	3,471	9.0	1,167	5.5	4,638	7.7

(注1) 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択。

(注2) 構成比は、各事由における中途退学者数に対する割合。

(13)「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について

以下の学校において、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成している。

学校名	所在地	管理機関	事業の概要
八王子市立高尾山学園小学部・中学部 (平成16年4月開校)	東京都八王子市	八王子市教育委員会	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都府京都市	京都市教育委員会	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
「ぎふ・学びの部屋」(岐阜市立陽南中学校分教室) (平成16年5月開校)	岐阜県岐阜市	岐阜市教育委員会	不登校生徒の学校復帰を支援するため、「ぎふ・学びの部屋」を設置し、学年を超えた少人数での習熟度別指導や集団生活へ適応するための指導などを行う。
学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校)※小・中学校	奈良県大和郡山市	大和郡山市教育委員会	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 (平成17年4月開校)	神奈川県横浜市	学校法人国際学園	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島県城西高等学校 普通科(ドリームコース) (平成18年4月開校)	鹿児島県日置市	学校法人日章学園	「産業社会と人間」、「進路研究(自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)	東京都葛飾区	学校法人東京シューレ学園	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法を学ばせる。
京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都府京都市	京都市教育委員会	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。
日本放送協会学園高等学校 (平成20年4月開校)	東京都国立市	学校法人日本放送協会学園	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 (平成24年4月開校)	愛知県名古屋	学校法人国際学園	「基礎学力」及び「社会に適應する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)	北海道札幌市	学校法人国際学園	「ベーシック」、「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適應する能力」の向上を目指す。

*特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化

(14)「高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定」について

以下の学校において、高等学校の全日制・定時制課程において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能としている。

学校名	所在地	管理機関
仰星学園高等学校 (平成18年度～)	福岡県北九州市	学校法人仰星学園
竹田南高等学校 (平成22年度～)	大分県竹田市	学校法人稲葉学園
旭丘高等学校 (平成23年度～)	神奈川県小田原市	学校法人新名学園
鹿児島県城西高等学校 (平成23年度～)	鹿児島県日置市	学校法人日章学園

*特区措置を平成21年3月31日付け初等中等教育局長通知により全国化

(15) 教育支援センターの設置数及び利用状況

	都道府県が設置	市町村が設置	合計	利用者数	不登校児童生徒数	利用者割合
平成3年度	15	118	133	3,562	66,817	5.3%
平成4年度	21	204	225	5,444	72,131	7.5%
平成5年度	34	338	372	5,996	74,808	8.0%
平成6年度	30	442	472	5,603	77,449	7.2%
平成7年度	32	510	542	6,574	81,591	8.1%
平成8年度	29	669	698	8,144	94,351	8.6%
平成9年度	32	682	714	9,529	105,466	9.0%
平成10年度	34	770	804	12,168	127,692	9.5%
平成11年度	28	855	883	13,089	130,227	10.1%
平成12年度	28	900	928	13,880	134,286	10.3%
平成13年度	33	958	991	14,296	138,722	10.3%
平成14年度	29	1,002	1,031	14,365	131,252	10.9%
平成15年度	35	1,061	1,096	15,022	126,226	11.9%
平成16年度	33	1,119	1,152	15,342	123,358	12.4%
平成17年度	31	1,130	1,161	15,799	122,287	12.9%
平成18年度	31	1,133	1,164	16,483	126,894	13.0%
平成19年度	21	1,188	1,209	16,767	129,255	13.0%
平成20年度	21	1,220	1,241	16,477	126,805	13.0%
平成21年度	20	1,208	1,228	15,514	122,432	12.7%
平成22年度	18	1,247	1,265	13,782	119,891	11.5%
平成23年度	20	1,219	1,239	13,366	117,458	11.4%
平成24年度	27	1,279	1,306	13,170	112,689	11.7%
平成25年度	36	1,250	1,286	14,310	119,617	12.0%

(16) 学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数(教育支援センター・民間施設を抜粋)

		平成15年度			平成16年度			平成20年度			平成25年度		
		指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)									
小学校	教育支援センター	3,009	2,022	67.2%	2,907	1,861	64.0%	2,979	1,812	60.8%	2,649	1,856	70.1%
	民間施設	-	-	-	762	156	20.5%	663	147	22.2%	650	198	30.5%
	その他の施設	8,236	1,416	17.2%	7,906	992	12.5%	7,184	1,336	18.6%	6,033	1,103	18.3%
	計	11,245	3,438	30.6%	11,575	3,009	26.0%	10,826	3,295	30.4%	9,332	3,157	33.8%

		平成15年度			平成16年度			平成20年度			平成25年度		
		指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)									
中学校	教育支援センター	12,013	9,798	81.6%	12,435	10,065	80.9%	13,498	10,992	81.4%	11,661	9,944	85.3%
	民間施設	-	-	-	1,827	615	33.7%	1,630	667	40.9%	1,395	671	48.1%
	その他の施設	18,553	4,192	22.6%	18,250	3,272	17.9%	18,907	3,979	21.0%	14,012	3,089	22.0%
	計	30,566	13,990	45.8%	32,512	13,952	42.9%	34,035	15,638	45.9%	27,068	13,704	50.6%

※民間施設は選択肢なし

(17) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移
単位:人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		小学校	国立	2	2	0	0	0	0	0
公立	43		55	43	46	48	69	73	35	55
私立	5		0	0	0	4	1	1	4	3
計	50		57	43	46	52	70	74	39	58

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		中学校	国立	2	0	5	1	4	0	9
公立	140		198	165	163	177	193	206	121	174
私立	4		18	6	9	19	20	20	37	23
計	146		216	176	173	200	213	235	160	198

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		合計	国立	4	2	5	1	4	0	9
公立	183		253	208	209	225	262	279	156	229
私立	9		18	6	9	23	21	21	41	26
計	196		273	219	219	252	283	309	199	256

(18)平成18年度における不登校となったきっかけと考えられる状況

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
学校生活に起因	いじめ	8人 11.1%	749人 3.2%	3人 2.8%	760人 3.2%	16人 4.8%	3,811人 3.8%	106人 3.8%	3,933人 3.8%	24人 5.9%	4,560人 3.7%	109人 3.8%	4,693人 3.7%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	20人 27.8%	2,859人 12.1%	18人 16.5%	2,897人 12.2%	71人 21.3%	19,703人 19.7%	520人 18.7%	20,294人 19.7%	91人 22.4%	22,562人 18.3%	538人 18.6%	23,191人 18.3%
	教職員との関係をめぐる問題	2人 2.8%	775人 3.3%	5人 4.6%	782人 3.3%	7人 2.1%	1,601人 1.6%	43人 1.5%	1,651人 1.6%	9人 2.2%	2,376人 1.9%	48人 1.7%	2,433人 1.9%
	学業の不振	7人 9.7%	1,545人 6.5%	3人 2.8%	1,555人 6.5%	47人 14.1%	9,778人 9.8%	323人 11.6%	10,148人 9.8%	54人 13.3%	11,323人 9.2%	326人 11.3%	11,703人 9.2%
	クラブ活動、部活動等への不適応	0人 0.0%	72人 0.3%	1人 0.9%	73人 0.3%	6人 1.8%	2,448人 2.4%	58人 2.1%	2,512人 2.4%	6人 1.5%	2,520人 2.0%	59人 2.0%	2,585人 2.0%
	学校のきまり等をめぐる問題	0人 0.0%	142人 0.6%	0人 0.0%	142人 0.6%	4人 1.2%	3,412人 3.4%	39人 1.4%	3,455人 3.4%	4人 1.0%	3,554人 2.9%	39人 1.4%	3,597人 2.8%
	入学、転編入学、進級時の不適応	5人 6.9%	852人 3.6%	2人 1.8%	859人 3.6%	19人 5.7%	3,565人 3.6%	161人 5.8%	3,745人 3.6%	24人 5.9%	4,417人 3.6%	163人 5.6%	4,604人 3.6%
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	6人 8.3%	2,282人 9.7%	14人 12.8%	2,302人 9.7%	9人 2.7%	5,288人 5.3%	117人 4.2%	5,414人 5.3%	15人 3.7%	7,570人 6.1%	131人 4.5%	7,716人 6.1%
	親子関係をめぐる問題	9人 12.5%	4,204人 17.8%	30人 27.5%	4,243人 17.8%	48人 14.4%	9,205人 9.2%	327人 11.8%	9,580人 9.3%	57人 14.0%	13,409人 10.8%	357人 12.4%	13,823人 10.9%
	家庭内の不和	2人 2.8%	1,348人 5.7%	7人 6.4%	1,357人 5.7%	27人 8.1%	4,556人 4.6%	118人 4.3%	4,701人 4.6%	29人 7.1%	5,904人 4.8%	125人 4.3%	6,058人 4.8%
本人の問題に起因	病気による欠席	5人 6.9%	2,089人 8.8%	8人 7.3%	2,102人 8.8%	21人 6.3%	7,165人 7.2%	271人 9.8%	7,457人 7.2%	26人 6.4%	9,254人 7.5%	279人 9.7%	9,559人 7.5%
	その他本人に関わる問題	17人 23.6%	8,946人 37.8%	40人 36.7%	9,003人 37.8%	117人 35.0%	36,437人 36.5%	797人 28.7%	37,351人 36.2%	134人 33.0%	45,383人 36.7%	837人 29.0%	46,354人 36.5%
その他	5人 6.9%	2,542人 10.8%	7人 6.4%	2,554人 10.7%	14人 4.2%	4,479人 4.5%	113人 4.1%	4,606人 4.5%	19人 4.7%	7,021人 5.7%	120人 4.2%	7,160人 5.6%	
不明	5人 6.9%	1,127人 4.8%	6人 5.5%	1,138人 4.8%	9人 2.7%	3,963人 4.0%	218人 7.9%	4,190人 4.1%	14人 3.4%	5,090人 4.1%	224人 7.8%	5,328人 4.2%	

(注1) 調査対象:国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(注3) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(19)平成18年度における不登校状態が継続している理由

区 分	小学校				中学校				計			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
いじめ	4 人	274 人	1 人	279 人	7 人	1,143 人	29 人	1,179 人	11 人	1,417 人	30 人	1,458 人
	5.6 %	1.2 %	0.9 %	1.2 %	2.1 %	1.1 %	1.0 %	1.1 %	2.7 %	1.1 %	1.0 %	1.1 %
いじめを除く他の児童生徒との関係	14 人	1,976 人	12 人	2,002 人	60 人	13,232 人	409 人	13,701 人	74 人	15,208 人	421 人	15,703 人
	19.4 %	8.4 %	11.0 %	8.4 %	18.0 %	13.2 %	14.7 %	13.3 %	18.2 %	12.3 %	14.6 %	12.4 %
教職員との関係	1 人	387 人	4 人	392 人	7 人	876 人	25 人	908 人	8 人	1,263 人	29 人	1,300 人
	1.4 %	1.6 %	3.7 %	1.6 %	2.1 %	0.9 %	0.9 %	0.9 %	2.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %
その他の学校生活上の影響	9 人	1,222 人	3 人	1,234 人	36 人	7,688 人	227 人	7,951 人	45 人	8,910 人	230 人	9,185 人
	12.5 %	5.2 %	2.8 %	5.2 %	10.8 %	7.7 %	8.2 %	7.7 %	11.1 %	7.2 %	8.0 %	7.2 %
あそび・非行	0 人	240 人	0 人	240 人	6 人	11,192 人	17 人	11,215 人	6 人	11,432 人	17 人	11,455 人
	0.0 %	1.0 %	0.0 %	1.0 %	1.8 %	11.2 %	0.6 %	10.9 %	1.5 %	9.2 %	0.6 %	9.0 %
無気力	14 人	6,664 人	25 人	6,703 人	80 人	27,825 人	398 人	28,303 人	94 人	34,489 人	423 人	35,006 人
	19.4 %	28.2 %	22.9 %	28.1 %	24.0 %	27.8 %	14.3 %	27.5 %	23.2 %	27.9 %	14.7 %	27.6 %
不安など情緒的混乱	28 人	9,963 人	50 人	10,041 人	153 人	33,122 人	1,237 人	34,512 人	181 人	43,085 人	1,287 人	44,553 人
	38.9 %	42.1 %	45.9 %	42.1 %	45.8 %	33.1 %	44.6 %	33.5 %	44.6 %	34.9 %	44.6 %	35.1 %
意図的な拒否	5 人	1,384 人	4 人	1,393 人	12 人	6,527 人	123 人	6,662 人	17 人	7,911 人	127 人	8,055 人
	6.9 %	5.9 %	3.7 %	5.8 %	3.6 %	6.5 %	4.4 %	6.5 %	4.2 %	6.4 %	4.4 %	6.3 %
その他	12 人	4,466 人	36 人	4,514 人	37 人	9,025 人	479 人	9,541 人	49 人	13,491 人	515 人	14,055 人
	16.7 %	18.9 %	33.0 %	18.9 %	11.1 %	9.0 %	17.3 %	9.3 %	12.1 %	10.9 %	17.9 %	11.1 %

(注1) 調査対象: 国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(注3) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(20) 平成18年度における不登校児童生徒への指導結果の状況

区分		小学校		中学校		計	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	国立	25	34.7	102	30.5	127	31.3
	公立	7,691	32.5	29,938	30.0	37,629	30.4
	私立	55	50.5	807	29.1	862	29.9
	計	7,771	32.6	30,847	29.9	38,618	30.4
指導中の児童生徒	国立	47	65.3	232	69.5	279	68.7
	公立	15,953	67.5	70,021	70.0	85,974	69.6
	私立	54	49.5	1,969	70.9	2,023	70.1
	計	16,054	67.4	72,222	70.1	88,276	69.6
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	国立	13	18.1	58	17.4	71	17.5
	公立	4,761	20.1	20,182	20.2	24,943	20.2
	私立	16	14.7	363	13.1	379	13.1
	計	4,790	20.1	20,603	20.0	25,393	20.0

(注) 調査対象: 国公立小・中学校

(21)平成18年度における「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果があった学校の措置
(校)

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	合計	
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	5	3,167	10	3,182	14	3,963	70	4,047	19	7,130	80	7,229
	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	4	2,497	13	2,514	11	3,348	82	3,441	15	5,845	95	5,955
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	4	1,116	5	1,125	5	2,162	39	2,206	9	3,278	44	3,331
	養護教諭が専門的に指導にあたった	7	1,703	11	1,721	21	2,942	83	3,046	28	4,645	94	4,767
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	7	2,017	15	2,039	22	5,153	158	5,333	29	7,170	173	7,372
	友人関係を改善するための指導を行った	7	2,521	13	2,541	20	3,565	118	3,703	27	6,086	131	6,244
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	6	2,688	15	2,709	15	3,469	101	3,585	21	6,157	116	6,294
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	4	1,459	5	1,468	3	1,781	42	1,826	7	3,240	47	3,294
	様々な活動の場において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	3	2,622	11	2,636	12	2,713	68	2,793	15	5,335	79	5,429
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	8	2,461	16	2,485	24	4,742	166	4,932	32	7,203	182	7,417
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	9	4,009	17	4,035	23	5,366	172	5,561	32	9,375	189	9,596
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	10	3,799	16	3,825	28	5,984	149	6,161	38	9,783	165	9,986
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	10	3,319	17	3,346	18	4,271	169	4,458	28	7,590	186	7,804
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	7	1,876	5	1,888	13	3,064	50	3,127	20	4,940	55	5,015
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった	1	837	3	841	15	1,650	73	1,738	16	2,487	76	2,579
その他	0	361	2	363	0	592	30	622	0	953	32	985	

(注1)調査対象:国公立小・中学校

(注2)複数回答可とする

(22)平成18年度における指導要録上「出席扱い」となった児童生徒数等

ア 相談、指導、治療を受けた機関等及び指導要録上「出席扱い」した児童生徒数 (人)

区分	小学校		中学校		計					
	指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	指導・治療を受けた人数(A)	児童生徒数におけるAの割合	指導要録上出席扱いした人数(B)	B/A		
学校外	①教育支援センター(適応指導教室)	国立	13	7	31	19	44	10.8%	26	59.1%
		公立	3,242	2,000	13,088	10,729	16,330	13.2%	12,729	77.9%
		私立	2	2	107	38	109	3.8%	40	36.7%
		計	3,257	2,009	13,226	10,786	16,483	13.0%	12,795	77.6%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	国立	11	3	33	18	44	10.8%	21	47.7%
		公立	3,931	706	5,668	2,111	9,599	7.8%	2,817	29.3%
		私立	7	1	65	10	72	2.5%	11	15.3%
		計	3,949	710	5,766	2,139	9,715	7.7%	2,849	29.3%
	③児童相談所・福祉事務所	国立	9	0	14	2	23	5.7%	2	8.7%
		公立	2,498	246	5,442	1,059	7,940	6.4%	1,305	16.4%
		私立	5	0	65	4	70	2.4%	4	5.7%
		計	2,512	246	5,521	1,065	8,033	6.3%	1,311	16.3%
	④保健所、精神保健福祉センター	国立	0	0	3	0	3	0.7%	0	0.0%
		公立	375	20	628	50	1,003	0.6%	70	7.0%
		私立	0	0	13	0	13	0.5%	0	0.0%
		計	375	20	644	50	1,019	0.8%	70	6.9%
	⑤病院、診療所	国立	19	1	65	7	84	20.7%	8	9.5%
		公立	2,908	185	8,434	456	11,342	9.2%	641	5.7%
		私立	21	2	730	36	751	26.0%	38	5.1%
		計	2,948	188	9,229	499	12,177	9.6%	687	5.6%
	⑥民間団体、民間施設	国立	3	1	16	2	19	4.7%	3	15.8%
		公立	749	145	1,658	610	2,407	1.9%	755	31.4%
		私立	14	1	135	12	149	5.2%	13	8.7%
		計	766	147	1,809	624	2,575	2.0%	771	29.9%
⑦上記以外の施設	国立	11	2	24	3	35	8.6%	5	14.3%	
	公立	616	71	1,653	270	2,269	1.8%	341	15.0%	
	私立	10	0	29	6	39	1.4%	6	15.4%	
	計	637	73	1,706	279	2,343	1.8%	352	15.0%	
⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導を受けた人数	国立	44	10	165	47	209	51.5%	57	27.3%	
	公立	11,469	3,016	32,786	14,067	44,255	35.8%	17,083	38.6%	
	私立	49	6	1,065	101	1,114	38.6%	107	9.6%	
	計	11,562	3,032	34,016	14,215	45,578	35.9%	17,247	37.8%	
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた人数	国立	26	-	132	-	158	38.9%	-	-
		公立	6,051	-	21,238	-	27,289	22.1%	-	-
		私立	44	-	675	-	719	24.9%	-	-
		計	6,121	-	22,045	-	28,166	22.2%	-	-
⑩スクールカウンセラー等による専門的な相談を受けた人数	国立	32	-	144	-	176	43.3%	-	-	
	公立	7,808	-	39,520	-	47,328	38.3%	-	-	
	私立	38	-	1,303	-	1,341	46.5%	-	-	
	計	7,878	-	40,967	-	48,845	38.5%	-	-	
⑪上記⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	国立	43	-	211	-	254	62.6%	-	-	
	公立	11,695	-	50,807	-	62,502	50.6%	-	-	
	私立	67	-	1,654	-	1,721	59.7%	-	-	
	計	11,805	-	52,672	-	64,477	50.8%	-	-	
⑫上記①～⑦、⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	国立	60	-	292	-	352	86.7%	-	-	
	公立	16,632	-	64,129	-	80,761	65.3%	-	-	
	私立	88	-	2,053	-	2,141	74.2%	-	-	
	計	16,780	-	66,474	-	83,254	65.6%	-	-	

(注1) 調査対象:国公立小・中学校

(注2) ①～⑦、⑨、⑩については複数回答であり、⑤、⑪、⑫は実数。

イ 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとなった児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	10	3,016	6	3,032
中学校	47	14,067	101	14,215
計	57	17,083	107	17,247

ウ 自宅においてIT等を活用した学習活動を行い指導要録上出席扱いとなった児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	2	55	0	57
※	0	30	0	30
中学校	0	198	18	216
※	0	116	5	121
計	2	253	18	273
※	0	146	5	151

(注)※の欄は、自宅においてIT等を活用した学習活動を行い、指導要録上出席扱いとなった児童生徒のうち、学校外の機関等で相談・指導を受けた日数についても指導要録上出席扱いを受け、「9 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとなった児童生徒数」にも計上されている児童生徒数。

(23) 平成18年度における不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数

小学校

【国立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	5	6	13	23	23	70
(B)うち17年度から継続(人)	1	0	5	6	7	19
比率(B/A×100)(%)	20.0	0.0	38.5	26.1	30.4	27.1

【公立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	22,565
(B)うち17年度から継続(人)	556	956	1,599	2,386	3,698	9,195
比率(B/A×100)(%)	30.9	35.6	39.4	40.3	45.7	40.7

【私立】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	5	13	18	31	42	109
(B)うち17年度から継続(人)	1	3	2	10	11	27
比率(B/A×100)(%)	20.0	23.1	11.1	32.3	26.2	24.8

【計】

区分	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
(A)平成18年度不登校児童数(人)	1,811	2,707	4,093	5,969	8,164	22,744
(B)うち17年度から継続(人)	558	959	1,606	2,402	3,716	9,241
比率(B/A×100)(%)	30.8	35.4	39.2	40.2	45.5	40.6

中学校

【国立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	80	108	146	334
(B)うち17年度から継続(人)	17	42	67	126
比率(B/A×100)(%)	21.3	38.9	45.9	37.7

【公立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	23,141	35,775	41,043	99,959
(B)うち17年度から継続(人)	6,962	17,965	25,916	50,843
比率(B/A×100)(%)	30.1	50.2	63.1	50.9

【私立】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	639	992	1,145	2,776
(B)うち17年度から継続(人)	96	358	514	968
比率(B/A×100)(%)	15.0	36.1	44.9	34.9

【計】

区分	1年生	2年生	3年生	計
(A)平成18年度不登校生徒数(人)	23,860	36,875	42,334	103,069
(B)うち17年度から継続(人)	7,075	18,365	26,497	51,937
比率(B/A×100)(%)	29.7	49.8	62.6	50.4

(注)調査対象:国公立小・中学校

(24) 平成18年度不登校実態調査における不登校のきっかけ

問4-1 あなたが学校を休みはじめた時のきっかけは何ですか。思いあたるものすべてに○をつけてください。

問4-1	総回答数	有効回答数	NA	回答数	比率1	比率2	H5調査
1. 友人との関係	1604	1581	23	849	52.9%	53.7%	44.5%
2. 先生との関係	1604	1581	23	420	26.2%	26.6%	20.8%
3. 勉強が分からない	1604	1581	23	500	31.2%	31.6%	27.6%
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係	1604	1581	23	366	22.8%	23.1%	16.5%
5. 学校のきまりなどの問題	1604	1581	23	161	10.0%	10.2%	9.8%
6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかった	1604	1581	23	273	17.0%	17.3%	14.3%
7. 家族の生活環境の急激な変化	1604	1581	23	155	9.7%	9.8%	4.3%
8. 親との関係	1604	1581	23	228	14.2%	14.4%	11.3%
9. 家族の不和	1604	1581	23	160	10.0%	10.1%	7.5%
10. 病気	1604	1581	23	235	14.7%	14.9%	13.2%
11. 生活リズムの乱れ	1604	1581	23	548	34.2%	34.7%	*
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響	1604	1581	23	246	15.3%	15.6%	*
13. その他	1604	1581	23	257	16.0%	16.3%	19.3%
14. とくに思いあたることはない	1604	1581	23	88	5.5%	5.6%	10.8%

(注) 「H5調査」の「*」は、前回調査では選択肢がなかったことを示す。

(注) 本調査では、以下のように回答選択肢の後に回答具体例を()書きで例示している。

1. 友人との関係 (いやがらせやいじめ、けんかなど)
2. 先生との関係 (先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)
3. 勉強が分からない (授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど)
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係 (先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど)
5. 学校のきまりなどの問題 (学校の校則がきびしいなど)
6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかった (転校、進級したときの不適応など)
7. 家族の生活環境の急激な変化 (父親や母親の単身赴任、家族の別居、親の転職や失業など経済的な問題など)
8. 親との関係 (親がおこる、親の言葉や態度への反発、親との会話がほとんどないなど)
9. 家族の不和 (両親の不和、祖父母と父母の不和など)
10. 病気
11. 生活リズムの乱れ (朝起きられないなど)
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響 (一度始めると止められない、学校より楽しいなど)
13. その他
14. とくに思いあたることはない

(25) 平成18年度不登校実態調査における不登校継続の理由

問5	総回答数	有効回答数	NA	回答数	比率1	比率2
1. いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため	1604	1576	28	652	40.6%	41.4%
2. 先生との関係（先生がおこる、注意がうるさい、体罰など）のため	1604	1576	28	261	16.3%	16.6%
3. 遊ぶためや非行グループにはいつていたため	1604	1576	28	143	8.9%	9.1%
4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため	1604	1576	28	699	43.6%	44.4%
5. 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため	1604	1576	28	403	25.1%	25.6%
6. だれかが迎えに来たり強く催促されたりすると学校へ行くが、長続きしなかったため	1604	1576	28	202	12.6%	12.8%
7. 学校へ行こうという気持ちはあるが、身体の調子が悪いと感じたり、ぼんやりとした不安があったりしたため	1604	1576	28	688	42.9%	43.7%
8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため	1604	1576	28	313	19.5%	19.9%
9. 親から登校するようすすめられず、家にいても親から注意されなかったため	1604	1576	28	104	6.5%	6.6%
10. 朝起きられないなど生活リズムが乱れていたため	1604	1576	28	537	33.5%	34.1%
11. 勉強についていけなかったため	1604	1576	28	432	26.9%	27.4%
12. 学校から登校するように働きかけがなかったため	1604	1576	28	74	4.6%	4.7%
13. 保護者やまわりの人に学校を休んでもいいと助言されたため	1604	1576	28	134	8.4%	8.5%
14. その他	1604	1576	28	225	14.0%	14.3%
15. わからない	1604	1576	28	48	3.0%	3.0%

(26) 平成18年度不登校実態調査における「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関

「不登校のきっかけ」(問4)		「不登校の継続理由」(問5)
1. 友人との関係(いやがらせやいじめ、けんかなど)	→	1. いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係(先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど)		
2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)	→	2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)のため
3. 勉強が分からない(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど)	→	4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
5. 学校のきまりなどの問題(学校の校則がきびしいなど)	→	11. 勉強についていけなかったため
		3. 遊ぶためや非行グループにはいったため
		5. 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため
10. 病気	→	8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため
11. 生活リズムの乱れ(朝起きられないなど)	→	7. 学校へ行こうという気持ちはあるが、身体の調子が悪いと感じたり、ぼんやりとした不安があったりしたため
		3. 遊ぶためや非行グループにはいったため
		4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
		5. 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため
		8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響(一度始めると止められない、学校より楽しいなど)	→	10. 朝起きられないなど生活リズムが乱れていたため
		4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
		8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため
13. その他	→	10. 朝起きられないなど生活リズムが乱れていたため
14. とくに思いあたることはない	→	14. その他
		15. わからない

(27) 平成18年度不登校実態調査における不登校の類型化について

【(問5) 不登校の継続理由】への回答から「不登校の類型化」を行った。データ処理の詳細については「6クラスを示す変数と問5とのクロス集計結果の標準化残差」を作成し、以降の分析では5類型とする。

■6クラスを示す変数と問5とのクロス集計結果の標準化残差

問5	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6
1. 友人	<u>3.9</u>	-8.3	-2.8	-12.0	<u>19.9</u>	-5.9
2. 先生	<u>3.2</u>	-1.8	-5.1	1.0	<u>5.3</u>	-3.1
3. 非行	<u>2.2</u>	-3.1	-9.0	<u>17.0</u>	-4.7	-2.2
4. 無気力	<u>11.8</u>	-7.3	<u>7.3</u>	<u>3.7</u>	-16.2	-6.3
5. 悪意なし	<u>17.7</u>	-4.8	-18.4	<u>20.9</u>	-8.2	-4.1
6. 受動的	<u>8.9</u>	-3.8	<u>3.9</u>	-3.4	-5.8	-2.7
7. 不安	<u>5.4</u>	-5.2	<u>14.7</u>	-16.1	-1.3	-6.2
8. 無理解	<u>14.1</u>	-4.9	-13.7	<u>17.2</u>	-7.6	-3.5
9. 注意不足	<u>17.0</u>	-0.9	-8.9	1.5	-3.6	-1.9
10. 生活	<u>9.7</u>	-6.0	<u>5.5</u>	<u>3.2</u>	-13.0	-5.1
11. 勉強	<u>11.0</u>	-6.1	<u>4.3</u>	-2.5	-7.0	-4.3
12. 支援不足	<u>8.6</u>	0.9	-7.2	<u>2.2</u>	-0.4	-1.6
13. 助言	<u>10.8</u>	-0.3	-4.1	-5.1	<u>2.1</u>	-2.1
14. その他	-4.1	<u>24.2</u>	-6.5	-1.1	-0.5	-2.9
15. 不明	-2.7	-1.8	-5.9	-3.4	-3.3	<u>39.7</u>

この集計表から、以下のことが分かる。

- (1) 「クラス3」に所属すると判断された回答者(654人)においては、「4. 無気力(7.3)」、「6. 受動的(3.9)」、「7. 不安(14.7)」、「10. 生活(5.5)」、「11. 勉強(4.3)」という継続理由の選択率が有意に高くなっている。
- (2) 「クラス4」に所属すると判断された回答者(292人)においては、「3. 非行(17.0)」、「4. 無気力(3.7)」、「5. 悪意なし(20.9)」、「8. 無理解(17.2)」、「10. 生活(3.2)」、「12. 支援不足(2.2)」という継続理由の選択率が有意に高くなっている。
- (3) 「クラス5」に所属すると判断された回答者(284人)においては、「1. 友人」の選択率が極めて大きく(標準化残差は19.9)、「2. 先生(5.3)」、「13. 助言(2.1)」という継続理由の選択率も有意に高くなっている。
- (4) 「クラス1」に所属すると判断された回答者(206人)においては、「14. その他」と「15. 不明」の二つの選択肢を除いた、残り13項目全てにおいて、その選択率が有意に高くなっている。
- (5) 「クラス2」に所属すると判断された回答者(92人)においては、選択肢「14. その他」の選択率が極めて高くなっており、それ以外の選択肢は有意差が見られない。
- (6) 「クラス6」は、選択肢「15. 不明」の選択率が極めて高くなっており、それ以外の選択肢は有意差が見られない。

以上の各クラスの特徴から、クラス3を「無気力」型、クラス4を「遊び・非行」型、クラス5を「人間関係」型、と名付ける。この3クラスで有効回答者（1576人）の78%がカバーされる（全回答者1604人の76.7%）。

全ての選択肢において選択率が有意に高くなっている「クラス1」の回答者は、その明確な特徴を抽出することが難しいグループである。次の表は、回答者の帰属クラスと（問5）における選択数（何個の「理由」を選択したのか）とのクロス集計表である。

選択数	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6	合計
1	0	51	125	24	78	48	326
2	0	28	161	60	121	0	370
3	1	10	183	73	48	0	315
4	27	2	112	61	29	0	231
5	52	1	58	46	6	0	163
6	57	0	10	19	2	0	88
7	31	0	5	6	0	0	42
8	26	0	0	2	0	0	28
9	10	0	0	1	0	0	11
10	2	0	0	0	0	0	2
合計	206	92	654	292	284	48	1576

以上の表から、クラス1に所属すると判断された回答者の（問5）における「理由」の平均選択数は、6.1と、他の5クラスの回答者と比べるとはるかに多くなっている。（平均選択数は、クラス2が1.6、クラス3が2.8、クラス4が3.5、クラス5が2.2）つまり、クラス1に属すると判断された回答者は、不登校の継続の理由として様々な理由を挙げており、一貫した「理由」を確定できない。したがって、このクラスを「複合」型と名付ける。

さらに、「14.その他」の選択率が有意に高くなっているクラス2と、「15.不明」の選択率が有意に高くなっているクラス6を合わせて「その他」型と名付ける。

この不登校の6クラスを下のとおり五つにリコードし、以降「不登校の5類型」と呼ぶ。

- クラス番号3 → 類型1：「無気力」型（654人）
- クラス番号4 → 類型2：「遊び・非行」型（292人）
- クラス番号5 → 類型3：「人間関係」型（284人）
- クラス番号1 → 類型4：「複合」型（206人）
- クラス番号2・6 → 類型5：「その他」型（140人）

この各類型に属する回答者の数（単純集計）は次のようになる。

■不登校の5類型の単純集計数と率

	類型1 無気力	類型2 遊び・非行	類型3 人間関係	類型4 複合	類型5 その他	NA
回答者数	654	292	284	206	140	28
回答者率	40.8%	18.2%	17.7%	12.8%	8.7%	1.8%

(28) 「平成18年度不登校実態調査」進学・就学・就業状況について※()内は前回調査

① 中学校3年生時の高校進学率

	今回調査	全国平均
高校進学率	85.1% (65.3%)	98.0%
高校中退率	14.0% (37.9%)	1.9%

※高校進学率の全国平均は、平成19年度学校基本調査、中退率の全国平均は、平成19～21年度問題行動調査による。

② 20歳現在の就学・就業の状況

	今回調査	全国平均
就学している	47.4% (23.5%)	59.0%
就業している	54.1% (63.0%)	44.7%

(参考) 就学・就業の詳細

	就学している		就学していない	
	今回調査	全国	今回調査	全国
就業している	19.6% (9.3%)	16.4%	34.5% (53.7%)	28.3%
就業していない	27.8% (14.2%)	42.6%	18.1% (22.8%)	8.6%

※全国平均は、2010年国勢調査による。

③ 20歳現在就学の状況

	今回調査	全国平均
高等学校	9.0% (6.5%)	1.3%
専門学校・各種学校等	14.9% (8.0%)	58.8%
大学、短大、高専	22.8% (*8.5%)	
		37.7% (*16.5%)

※全国平均は、2010年国勢調査による。*前回調査は、高専を含まず。

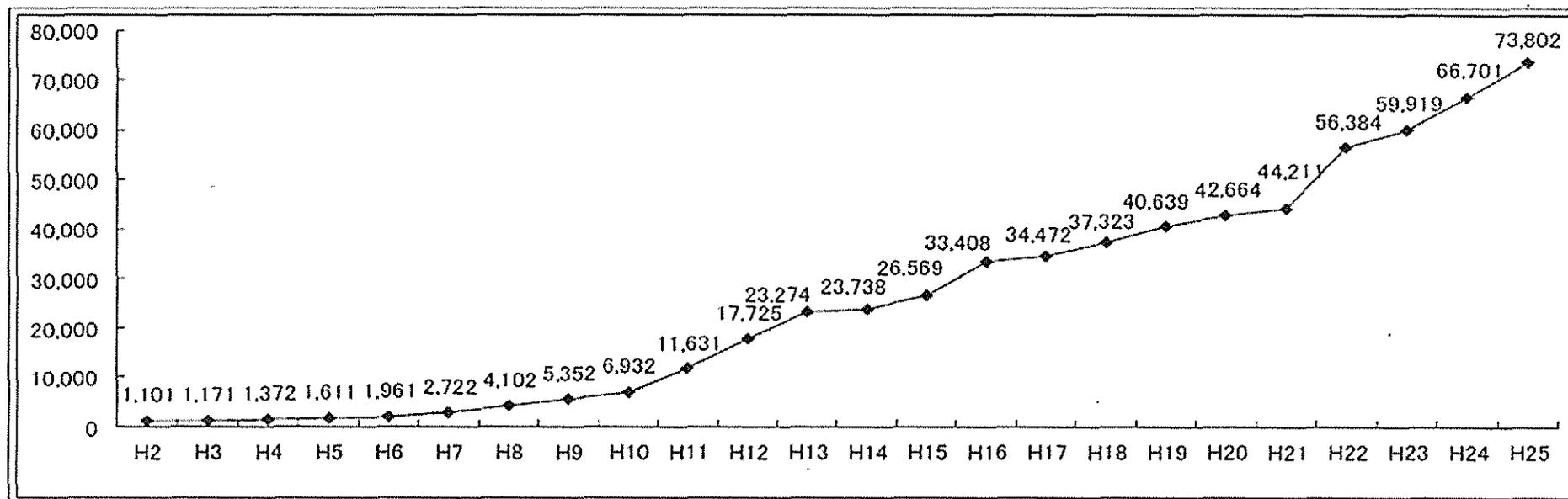
④ 20歳現在の就業の状況

	今回調査
正社員	9.3% (22.5%)
パート・アルバイト	32.2% (30.7%)

(29) 児童虐待について

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度は6.3倍に増加している。

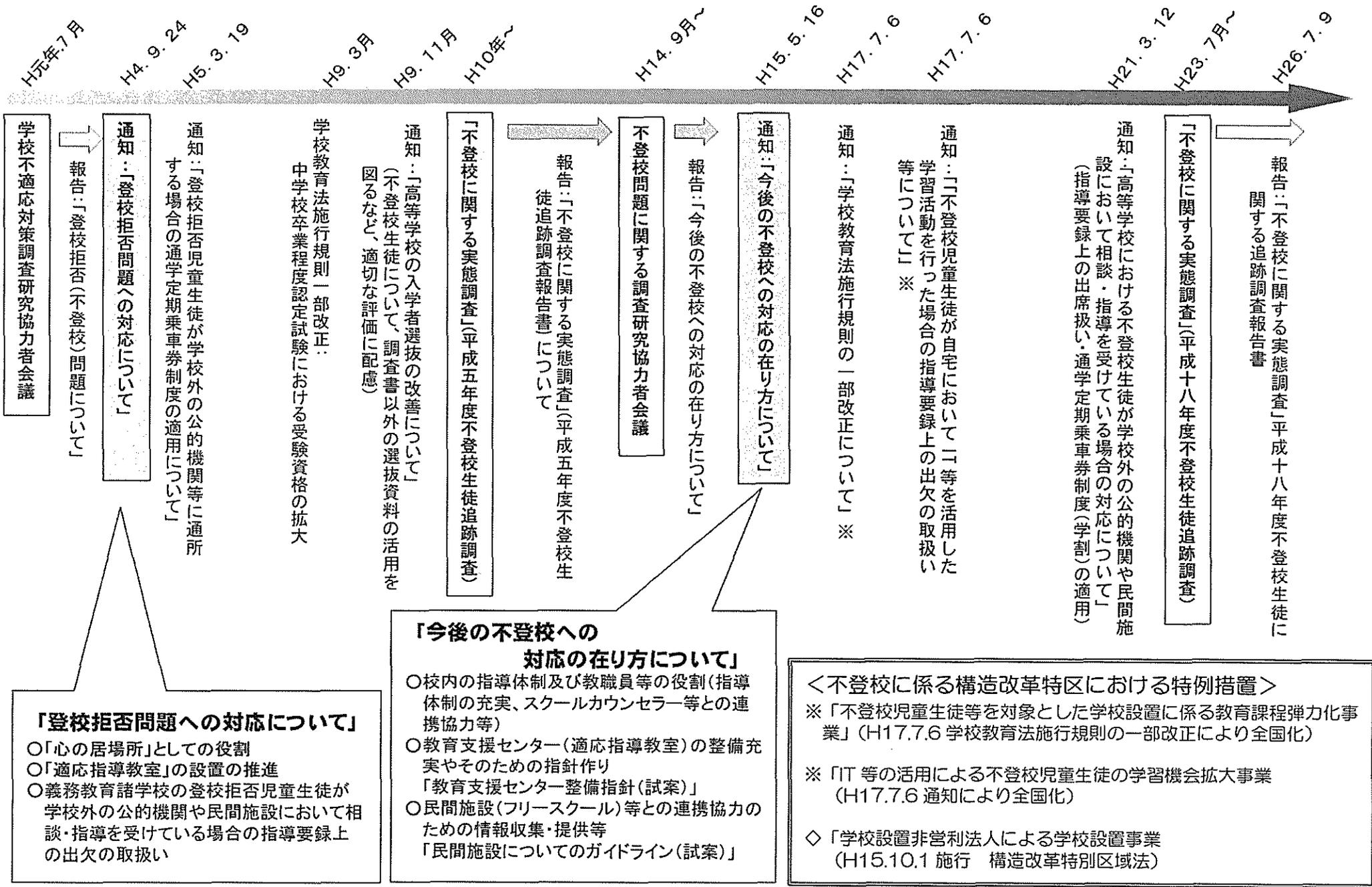
(人)



※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

厚生労働省調査より

(30) 不登校施策の推移について



H7年7月

H4. 9. 24

H5. 3. 19

H9. 3月

H9. 11月

H10年～

H14. 9月～

H15. 5. 16

H17. 7. 6

H17. 7. 6

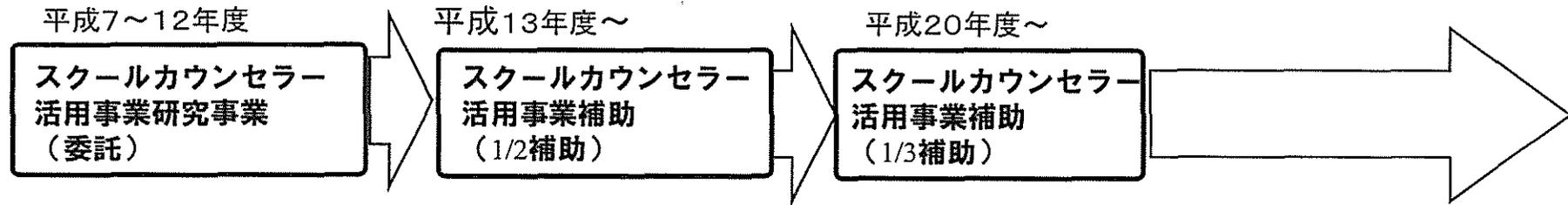
H21. 3. 12

H23. 7月～

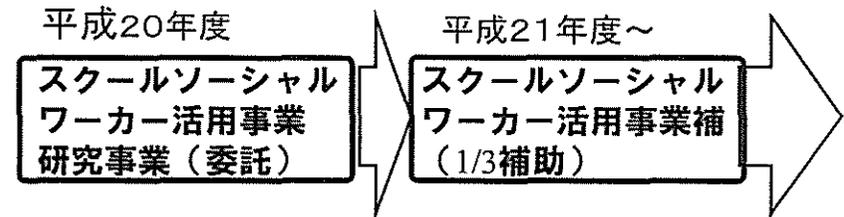
H26. 7. 9

(31) 不登校児童生徒の支援に関する国の事業等

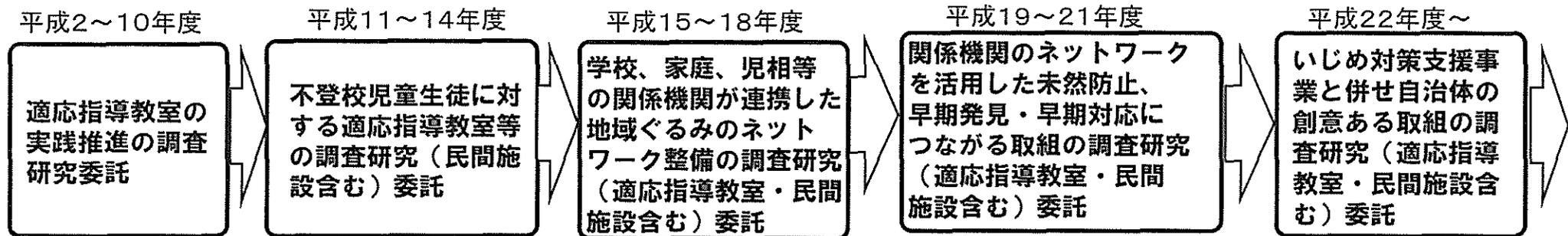
【スクールカウンセラー活用事業】



【スクールソーシャルワーカー活用事業】



【不登校対策の委託モデル事業】



【年度別教育支援センター（適応指導教室）数】

年度(平成)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
数	133	225	372	472	542	698	714	804	883	928	991	1031	1096	1152	1161	1164	1209	1241	1228	1265	1239	1306	1286

(32)学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

スクールカウンセラー等活用事業

平成27年度予算額4,024百万円(平成26年度予算額4,113百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度予算額647百万円(平成26年度予算額394百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

連携・調整

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等

児童虐待
就学援助
生活保護 など

児童生徒

友人

家庭

地域

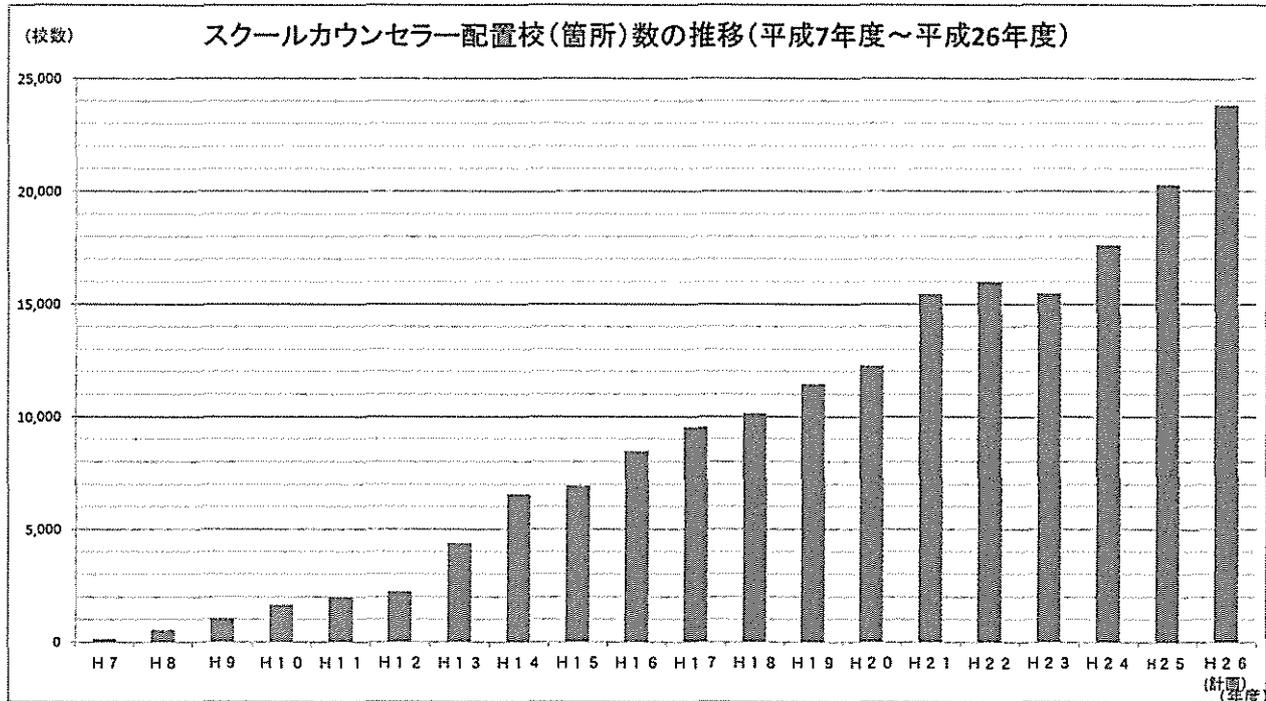
(33) スクールカウンセラー等配置箇所数、予算額の推移

(単位:校)

区分 \ 年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (計画)
派遣校(箇所)数	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	23,800
予算額	307	1,100	2,174	3,274	3,378	3,552	4,006	4,495	3,994	4,200	4,217	4,217	5,051	3,365	14,261 の内数	13,093 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	3,892	4,113

(単位:百万円)

- 派遣箇所とはスクールカウンセラーが配置されている学校と派遣されている学校、教育委員会への配置を含む。
- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。(緊急支援派遣校数は含まない。)
- スクールカウンセラー活用調査研究委託事業(平成7年度～12年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールカウンセラー活用事業(平成13年度～19年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/2)
- スクールカウンセラー活用事業(平成20年度～)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



(34) スクールソーシャルワーカーの配置状況について

- 職務：問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築、連絡・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供など。
- 資格：任命権者である都道府県等が、社会福祉士や精神保健衛生士の資格を有する者等を任命。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
配置人数	944	552	614	722	784	1,008	1,466
予算額	1,538	14,261 の内数	13,092 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	355	394

(単位:百万円)

- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21～22年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)一都道府県・指定都市・中核市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。

